

平成27年定例第1回市議会会議録(第3日)

平成27年3月11日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	(欠員)	11番	内野英則
2番	野田力	12番	小野茂樹
3番	上津原博	13番	中島一博
4番	荒巻隆伸	14番	坂口孝文
5番	瀬口健	15番	井手敏夫
6番	川口正宏	16番	宮本五市
7番	坂田仁	17番	壇康夫
8番	近藤新一	18番	河野一昭
9番	梶山忠男	19番	牛嶋利三
10番	中尾眞智子		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	環境衛生課長	富重巧斉
副市長	高野道生	農林水産課長	大津光若
教育長	長岡廣道	商工観光課長	松尾博
監査委員	平井常雄	上下水道課長	内野逸雄
総務部長	塚野仙哉	学校教育課長	田中裕樹
保健福祉部長	松藤泰大	教育部指導室長	稗田賢次
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	河野清子
環境経済部長	横尾健一	契約検査課長	梅崎克美
建設都市部長	石橋慎二	建設課長	松尾正春
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	都市計画課長	壇利光
消防長	塚本哲嘉	企業誘致推進室長 兼エネルギー政策推進室長	古田稔
総務課長	平木啓喜	介護支援課高齢者支援係長 兼地域包括支援センター係長	藤吉裕治
企画財政課長	坂田良二	企画財政課企画振興係 地域振興担当係長	山田利長
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英	総務課庶務法制係 庶務担当係長	堤則勝
福祉事務所長	梅津俊朗	教育総務課 施設係長	甲斐田裕士

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	5	瀬 口 健	1. 市長のまちづくりについて
2	15	井 手 敏 夫	1. 不登校児童生徒対策について 2. みやま市の地方創生について
3	17	壇 康 夫	1. 筑後広域公園や清水山の公園整備と団地跡地等の活用について
4	6	川 口 正 宏	1. ヘムス情報基盤整備事業と、みやまPPS会社について
5	13	中 島 一 博	1. 社会教育施設等の利用状況について 2. 中傷ビラの内容確認について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをしておきます。

それでは、順番に発言を許します。まず、5番瀬口健君、一般質問を行ってください。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ましたので、

市長のまちづくりについて一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭でございますが、先ほどもございましたけれども、4年前の本日、東北の大震災が起きました。お亡くなりになられました方には心から御冥福をお祈りしたいと思います。

では、一般質問をさせていただきます。

西原市長の3期目がいよいよスタートしたところでございますが、市長は選挙期間中、また当選後のインタビューにおきましても、再三集大成の4年間で8年分の仕事でまちづくりに邁進するとおっしゃっておられました。この言葉に私を含めて大勢の市民が期待をしたいと思います。このことを踏まえて、次の4点について御答弁をよろしくお願いいたします。ただ、今回は時間がございませんので、浅く質問をさせていただきたいと思います。

まず、ソフトバンクホークスのファーム施設開業に伴う本市の活性化策はでございますが、ちょうど1年前の3月議会において選手やファンをみやま市へ誘導する具体的な事業計画や宿泊施設、飲食施設の整備等々、本市に最大限のメリットがあるよう施策を展開していくと答弁されております。開業が1年後に迫っておりますが、私にはその計画が全く見えてきません。どのような計画でどのように活性化に結びつけていかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目でございますが、高齢者の健康対策は、特に認知症予防についてでございますが、本市におきましては、もう既にいろいろな地域で、またさまざまな形で健康対策教室や認知症予防事業が行われております。私は、これを否定するものでは全くございませんで、最近テレビで知り得た方法を今取り組んでおられる事業などにつけ加えてもらえないかと提案するものです。

テレビで知り得た方法とは単純なものでございまして、認知症予防につきましては、懐かしい時代の映画を鑑賞させるというものでございます。健康対策は高齢者がよく散歩される公園に簡単に扱える運動用具を設置して、気軽に利用をしてもらうというものでございます。何だこれしきかと思われがちでございますが、効果があるということでございますので、本市でも取り上げたらどうかと提案をしているところでございます。お考えをお聞かせください。

次に、竹飯八幡宮前の変則四つ角の改善策はについてでございますが、まず、通告では下庄上小川南大木線としておりましたが、正式には坂田竹飯線だそうでございますので、訂正をさせていただきます。

現在、上小川交差点から南へ向かいます坂田竹飯線の拡張工事が行われていますが、完了しますと、竹飯八幡宮前の変則四つ角への交通量が増大すると思われます。今でも交通量が多く、危険度が高い箇所であり、ますます拍車がかかると考えますが、改善策をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、観光大使を早急に決め、本市の知名度拡大を図れについてでございます。

合併して既に9年目を迎えておりますが、この間、知名度拡大のため、いろいろな事業が催されてきました。特に担当者や観光協会の皆様方には大変な御苦労のもと、懸命に事業の展開をされておられたところでございます。交流人口は合併当時と比べますと、今や数倍、いや数十倍にもなっていると推測いたすものでございます。この御苦労に報いるためにも、西原市長、3期目のスタートの今こそ、観光大使を早急に決めて、さらなる本市の知名度拡大に動くべきだと思います。しかし、市長選のマニフェスト、7つの重点政策の中に観光による政策が抜けていたことが残念でなりません。市長のお考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。瀬口議員さんのまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のソフトバンクホークス・ファーム施設開業に伴う本市の活性化策はについてでございますが、議員御指摘のとおり、1年後の平成28年3月に福岡ソフトバンクホークス・ファームの本拠地が筑後市に移転をいたします。昨年末に公表された計画案では、人工芝のメイン球場を初め、サブ球場、屋内練習場、選手寮などの配置となっております。

隣接地であります本市といたしましては、スポーツの振興や観光地への集客アップ、さらには青少年育成など、地域浮揚に大きな効果をもたらすであろうと期待をいたしているところでございます。

昨年7月に筑後七国の各自治体とソフトバンクホークスの間で、市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成を図るとともに、ソフトバンクホークスを支援することを目的とした地域連携に関する協定書の締結をいたしました。この協定に基づき、平成26年度は市内の全小・中学生及び市民の方を対象としたホークス観戦招待事業や筑後七国特別プランによる

ホークスファンクラブの加入促進などを行ってまいりました。新年度につきましても、筑後七国の各自治体と連携し、引き続き取り組みを進めてまいる計画でございます。

御指摘の本市独自の取り組みについてでございますが、昨年4月、庁内にソフトバンクホークス・ファーム拠点プロジェクト会議を設置し、協議を進めてまいりました。ハード面の施策として、ファーム本拠地の隣接地に新たな道路敷設を行うことによる活用も検討いたしました。農振農用地という土地利用の課題や費用の問題、また、何よりもホークス側から要望もない状況で、隣接地を活用した事業の検討は現時点ではかなり厳しいと考えております。

そこで、本市のファーム本拠地移転にかかわる現状と課題について、4項目にまとめて検討することといたしております。

まず第1に、さきに述べました隣接地の土地利用の課題でございます。今後、ファーム本拠地の整備状況やオープン後の観客数の推移、人の流れなどを十分見きわめた上で検討してまいりたいと考えております。

第2に、本拠地までのアクセス整備の課題でございます。現在は県道飯江長田線バイパス及び県道富久瀬高線の歩道の整備が行われているところでございますが、本拠地までの主要道路には案内板が必要であろうと考えております。今後、県や関係機関との協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

第3に、本市の活性化に向けての課題でございます。道の駅みやまや市内商店への集客が大変重要だと考えております。商工会とも連携をとりながら、多くの人に訪れてもらうための誘導ルートやPR方法の検討を行い、道の駅みやまや市内商店の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。また、来場された方へ、みやま市の情報をどう発信し、みやま市のファンづくりをいかに行うかという課題もございます。

第4に、地域連携協定に関する取り組みについての課題でございます。地域を挙げたホークス支援として、クラブホークスへの加入促進や広報誌でのPR、各種イベントへの招聘、また野球教室による市民との交流が必要であると考えております。さらに、市民を対象とした野球観戦の招待事業などの取り組みがございしますが、これにつきましては筑後七国の自治体と連携が必要でございます。

これからも本市の活性化に最大限の効果をもたらすような取り組みを引き続き検討してまいる所存でございます。

次に、2点目の高齢者の健康対策、特に認知症予防についてでございますが、今回策定いたしました第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画において、みやま市として重要な取り組みの一つとしておりますのが、議員御指摘の認知症に係る施策でございます。

今後、地域包括支援センターが中心となり、認知症にかかわる医療や介護の連携、専門スタッフの配置やネットワークの構築、認知症高齢者本人やその家族への支援等を充実させてまいります。

このような事業を取り組んでいく中で、議員御提案の高齢者がかつて若いころに親しんだもの、例えば、映画や音楽などの嗜好的なものを活用した認知症の治療や予防の方法があることは聞き及んでおります。今後、関係の専門職の方々と十分に連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

また、高齢者がよく利用される公園に簡単な運動器具を設置したらという御意見でございますが、現在、みやま市では介護予防のための健康運動教室を開催いたしております。認知症や運動機能の低下のリスクを持つ方など、それに該当される方が対象ではございますが、理学療法士などの専門職を配置し、きちんとした安全管理のもとで運動器具や簡単な道具を使って、認知症を含めた介護予防事業に取り組んでいるところでございます。

今回、議員御提案の高齢者が運動器具を使って気軽に体を動かすなど、いつでも利用できるような環境を整備することは、健康維持のためには効果的であると考えられます。しかし、不特定多数の方が利用される公園で運動器具を設置するということは、設置後の維持管理や安全対策の面など検討すべき課題もございます。今後、関係部署間で課題の整理等を行ってまいりたいと存じます。

次に、3点目の竹飯八幡宮の変則四つ角の改善策についてでございますが、交差点を南北に走る市道9号線は、昭和55年ごろに地元協議を行い、昭和57年ごろにかけて国庫補助事業により道路改良事業を行いました。また、交差点を東西に走る市道15号線については、平成8年から9年にかけて特定交通安全施設整備事業により歩道整備を行い、その後、神社前の道路拡幅を経て、現在の道路形態となっておりますが、議員御指摘のとおり、2つのT型交差点が近くなっており、食い違い交差点となっております。

食い違い交差点は、交通の安全性や処理能力において好ましくないとされておりますが、交通量が少ない場合は、道路構造上、問題はないとされております。

現在、市道9号線の上小川地区の道路整備が平成27年度内の完成と供用開始を予定いたし

ており、国道209号や国道443号から高田町海津・竹飯方面への交通形態が変化していくものと考えられます。

食い違い交差点の改良を行うことについては、神社用地や付近の用地買収、家屋の移転が伴い、地元の協力や事業費の確保が必要となってきます。現状の交差点は、道路幅員としては7メートル以上あり、2車線確保ができる幅員構成でございますので、今後、交通の様子を見ながら状況を判断していかなければならないと考えますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、4点目の観光大使を早急に決めて本市の知名度拡大を図れについてでございますが、本市誕生から8年が経過したにもかかわらず、いまだに旧町での認知度が高く、みやま市としての知名度はまだまだ不十分な状態でございます。議員御指摘のとおり、知名度拡大は本市の重要な課題であると認識しているところでございます。

まずは観光大使を含めた市の知名度拡大について、現状での取り組みについて御説明させていただきます。

現在、観光大使は昨年11月の秋穫祭において、3名の観光キャンペーン隊を任命し、市のPR活動を行っているところでございます。これまでに筑後七国で実施したJR鹿児島駅での観光キャンペーン活動、筑後地区観光協会主催のJR博多駅でのキャンペーン活動を行っており、今月も福岡市天神でのキャンペーン活動を行う予定であり、みやま市の知名度拡大に活躍していただいているところでございます。

観光大使と言われるものには、みやま市出身の著名人を任命するケースも想定されますが、現在は検討できていない状況でございます。なかなか著名人がいらっしゃらないということも一つですね。

今後、みやま市の観光大使としてふさわしい方がいらっしゃったら、観光協会とも十分協議しながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、観光事業を推進することにより交流人口をふやすことが大変重要であると私も考えております。現在、福岡県と筑後地区10市5町村で構成する筑後田園都市推進評議会では、近隣自治体を組み合わせた観光ツアーを企画しており、本市においても今年度、若い男女をターゲットとした筑後・柳川・みやま魅力発信バスコンツアーやシニア層を対象とした食のおもてなしとお座敷梅、さげもんめぐり等、4つのモデルツアーの企画運営を行っているところであり、事業の一部を観光協会と連携して取り組んでいるところでござ

います。

ツアーの企画や募集に関しましては、観光会社やラジオ局等の民間事業所と連携して取り組んでおり、特に福岡都市圏をターゲットとした取り組みに力を入れて進めているところでございます。ツアーの設定においては、近隣市の観光地とあわせて、清水山散策や線香花火づくり等のワークショップ、セロリの収穫体験等を取り入れるなど、みやま市の地域性を重視した体験型のプログラムを取り入れ、市のPRを進めているところでございます。

さらに、平成27年度より、みやま市の知名度向上の取り組みとして、市、観光協会、商工会で組織する、仮称ではございますが、みやま魅力発信協議会の設立に向けて、現在検討を進めているところでございます。組織の中には、外部からのアドバイザー等を取り入れ、観光客誘致やみやまの魅力情報発信、ふるさと名物づくりの振興を進めていきたいと考えております。

今回の補正予算で御説明いたしました観光情報発信の核となる道の駅情報発信施設の機能強化や、ふるさと名物商品関連予算につきましては、みやま魅力発信協議会で十分な議論を進めながら、みやま市の知名度向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

まず、1 番目のソフトバンクホークス・ファーム施設開業に伴う本市の活性化策についてでございますけれども、この中では筑後七国という言葉がよく出てきますが、しばらく様子を見るということやったですね。人の流れなどを十分見きわめた上で検討してまいりたいと考えておりますということでございますけど、それがもっともな安全策だというふうに考えております。ただ、私が言いたいのは、筑後七国で合同でソフトバンクのほうにいろんな注文をつけていくというようなことはもちろんでございますけれども、市長の単独で、本市単独の協定の締結に向けた協議も行うというようなことを重視しているところでございまして、筑後七国の分と本市独自の協定と離して考えていただきたいというふうに思うところでございます。筑後七国ですべきものは大きな問題だと思うんですが、ソフトバンクホークスもいよいよ移転準備室というのを立ち上げておまして、もういよいよだなというふうに思うわけでございますが、こちらに来た場合にはいろんな仕事があるかと思えます。それで、向こうも準備室を立ち上げて、いよいよというようになっておるわけでございますので、うち

としましても、筑後七国とは切り離して、ひとつ雇用を生み出すような仕事の獲得に直接交渉をなさったらどうかというようなことも考えておるわけでございます。そういったことは筑後七国じゃないとできないのでしょうか。こちら独自にソフトバンクホークスとの交渉は、そういう点においてはできるかできないかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

御承知のとおり、ソフトバンクの今度の球場のすぐそばというのは、みやま市のほかにないわけでございます。どんなに柳川市とか八女市がしても、結局は土地を利用するということになれば、もうみやま市しかないわけでございますので、あのそばの土地は土地改良で、この間、野田先生が御質問になったように、佐賀県とともに土地改良をしているところでございますので、農振を外して農地転用しなければいけないということで、非常に難しい土地でございます。しかしながら、本当に人がたくさん来て、これはやらなければいけないということであれば、全力で私はその土地の農振の解除、そして農地転用を行ってまいりたいと思っておりますが、この間、ソフトバンクの会議があったときに聞きましたとき、今現在、もしウエスタンリーグがあったときにはどれぐらい観客がいますかと聞いたら、500人ぐらいたということやったもんですから、もう少しその点については様子を見ようと思っております。ただ、道路の整備とかいろいろなことは市でやりますけれども、独自に、例えばそこで物を売れるような、にぎわいのまちをつくるとかいうのは、ちょっともうしばらく様子を見てみたいと。そうしないと、本当によければ、私は思うんですけど、ソフトバンクがみずから利益のあることは自分のところでやってしまうと。例えば、福岡でいえば、ソフトバンクは店がありますけど、全部あれは民間の会社で、ソフトバンクを中心にやっています。ただ、やはり人が来るか来ないかわからないから、ソフトバンクもそういうことはまだ考えていないんじゃないかと思えますし、私たちも慎重にそれは行うべきだと思います。

ただ、瀬口議員がおっしゃった、いわゆるソフトバンクと十分話し合いながら、私たちができる仕事、あるいは応援できる事業、そういったものがあれば、ぜひともソフトバンクとお話を進めていきたいと、このように思っております。幸い、みやま市からある人が、名前は言えませんが、ソフトバンクの偉い人になっているそうでございますので、ぜひともその方を紹介していただいて、そこのほうから道を開いていきたいと、このように思ってい

るところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

土地の利用の件については、以前から重々、なかなか難しいということは聞いておりました、そういうことはちょっと二の次に置きまして、私が言っておるのはソフトバンクがこっちに本拠地が完全に移った場合、球場の整備とか周りの清掃、草刈りとか、あるいは選手寮の清掃、それから食事、そういったもろもろの仕事が出てくるわけですね。そういう中で、せっかくでございますので、単独の締結をするということになります、そういうのを含めてみやま市民の方が向こうで働けるような仕事を協議の中で一つ、二つでもとったらどうかというようなことを申し上げているところでございます。十分そこら辺は、今の話を聞きますと、ひとつ協議をしていただいて、これは独自にやってもいいと思うんですね。ぜひともそういった仕事をとってきて、少しでもみやま市民の雇用につながればというふう感じておるところでございます。

また、ちょっと土地の件が出ましたんですが、今、施設内には250台ぐらいですかね、駐車スペースがあるということで、以前から比べると、随分と駐車台数が少なくなったなど、1桁違うんですね。それで、向こうのほうといろいろ話をしますと、駐車場が足りないんじゃないかなというふうな心配をされておるわけです。写真を見せると、この周りに駐車場ですね、これだけなんですね。それと、今ここを整備しているということで、この中には240台、これは駅のほうとも共用しておりますので、ここだけ見ますと、ここがもし有料で駐車するということになると、すぐ横のみやま市側の農地、これもある程度スペースを確保して料金が有料ならば、うちも損はしないということでございます。建屋はつくりたいと収用法でできるというようなこととございますから、そこら辺も考えていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、独自の策として、商工会との協議を私も申し入れをしておったんですが、いまだ商工会との協議はしていないというような御答弁があったわけでございますけれども、以前からなかなか私が申し上げているようなことがまだ進んでおりませんが、選手たちが寮の中に入った時点、これで二軍の選手といっても一軍の選手が故障したりして、有名な選手がたびたび訪れます。そういう中で、うちの商店街の活性化に向けて、そういった選手に、うちの

ほうもグルメマップというのを作成しておりますので、こういったものを有名選手へ紹介するというようなことでみやま市のほうに引っ張ってこれないかと、それも一つの策じゃないかなというふうに思います。今、福岡のほうでも有名な選手が近くの飲食店のほうに行きますと、ファンの方がその店に殺到するわけですね。いろんなことが起きておりますので、うちのほうも選手を、言葉が悪いですが、一本釣りをして、そしてみやま市の商店街のほうを紹介して、もし選手が来れるということになると、ファンの方たちもその店に行って、そのかわいが少しにぎわいを持ってくると。わずかではございましょうが、少しでもこういったものを利用するというようなことが重要じゃないかなというふうに思っております。これには少し予算も必要でございますので、そこら辺十分お考えいただいて、どうするかというふうな方針を立てていただければというふうに思っているところでございます。あとは商工会、それから観光協会のほうと十分協議をしていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

次でございますが、高齢者の健康対策、特に認知症予防についてでございます。

これも先ほど映画や音楽などを活用した認知症の治療や予防の方法があることは聞き及んでおりますというふうなことでございましたんですが、やはり健康長寿のまちづくりというのが市長の重点政策の一つでございますして、元気で健やかに年を重ねていくというのが理想なことではないかなというふうに思っております。今申しましたように、高齢者の方に映画や音楽などを聞かせて、これが効果がありますよというふうなこともここに書いてあるわけでございますが、それを今まで取り上げなかった理由というのは何かあるのか、ちょっとお聞かせをいただければと思ひますが。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（松藤泰大君）

今までの認知症予防対策として、昔の懐かしい映画をお年寄りの方々に見せて予防に役立terという考え方、そのことはまだこちらとしても十分に把握していなかったところでございますして、今後、こういった御指摘もございましたので、いろんな方法で介護予防、認知症予防というのはしていかなければならないと考えておりますので、映画を活用した認知症予防を十分に検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私がテレビを見て知ったのが、そのときに放映されておったのが、60代、80代の方たちを対象にした映画でございまして、吉永小百合さんと浜田光夫さんがコンビで出ていらっしやった映画でございまして。見ておられた方たちは少し涙ぐんで、しっかりと見ておられたところでございまして、あとの解説では、そういった人の感情というのが非常に認知症予防には役に立ちますというようなコメントもあったところではございますので、ひとつ試しにでも取り入れていただければというふうに思っております。どういう方法でやるかというのは、当局のほうでそれは検討をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、ここには音楽などというのも書いてあるようでございますが、これも以前、まいピア高田のほうで、昔の童謡とか、そういったものを歌われたイベントがございまして、多くの方が非常に懐かしんで涙を流すという感情が出てきておったわけではございまして、これもひとつ、ここに書いてありますように、非常に効果があるというようなことでございまして、ぜひとも活用していただきたいというふうに思っておりますが、やるという意見、お答えをちょっと聞きたいんでございますけど、どうでございますかね。採用したいという意見を、言葉をお聞きしたいんですが。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（松藤泰大君）

市長が答弁で述べましたように、関係の専門職の方々もいらっしやいますので、十分関係者と打ち合わせた上で取り入れることを前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

それで、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、高齢者の健康づくりでございまして、この回答では非常に大げさに回答してあるようではございます。専門家ですね、理学療法士や専門職を配置し、運動器具を使うというよう

なことを書いてありますが、これもテレビで紹介されたのが、通常お年寄りの方たち——お年寄りと言うと失礼でございますが、高齢者の方たちが気軽に散歩をしてあると、そういう中において、ほんのちょっと簡単に、ごくごく簡単に扱われるような器具を置いてあるわけですね。それをちょっと使うことで健康増進に役立ちますよというようなことです。わざわざあるところにみんな集まっていたらやるというようなことも必要でございますが、気軽に散歩をしていらっしゃるという方たちは、そういう集団的なことが非常に苦手な方が多いんじゃないかなというふうに思うところでもありますし、気軽に公園、あるいは散歩とかされる場所、またはよく高齢者の方が集まっていたところ、こういったところにちょっとしたもの、専門家がいろいろ器具の説明をしなくていいような器具ですね、こういったものをぜひお願いしたいということでございます。以前のパンフレット、はつらつ介護予防ということには、椅子を使った運動を紹介してあるんですよ。こういったものを何で外でされないのかと、椅子を使った運動というのを紹介してあります。これ今言いましたように、はつらつ介護予防です。これはみやま市が出している冊子でございますので、よくごらんになればというふうに思います。

今申されましたように、こういった器具も一面安全性とか、そういうことを言われて、なかなか踏み切れないというようなこともあるわけでございますが、後のことをいろいろ考えると、いろんな政策がストップをしてしまいますので、思い切りやってみてはどうかというふうに思っております。

また、今、認知症予防として高齢者の方の中ではマージャンが非常にはやっているわけでございますが、これも一つの予防策というようなことでございます。

高齢者、65歳以上でございますが、予備軍を含めると4人に1人が認知症になりかけている、あとはなっているというのが4人に1人というような数字を出している団体もございまして、医療費そういうふうなことも考えた上で、健康で年を重ねていくというのが理想でございますので、ひとつそういったことは十分みやま市民を守る立場から、ぜひともこの設置事業をしていただきたいと思いますと思いますが、もう一度これについての御答弁を市長お願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

どういう器具を置くのか、そして場所をどこにするのか、それが安全であるかということを確認しながら、今でも公園には滑り台とか、あるいは鉄棒とか、そういうのを置いておきますので、そういうのを利用されてもいいんですけど、そのほかにどういうのが高齢者に向いているかということを検討しながら試してみたいと、このように思っています。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

これは担当者のほうでしっかりとどういうものがいいか検討をいただいて、ぜひとも採用をしていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、竹飯八幡宮前の変則四つ角の改善策はについてでございますが、この答弁で、ああいう2つのT型交差点がくっついておるようなことを食い違い交差点という言葉、私は今初めて聞いたわけでございますけれども、食い違い交差点で構いませんが、この八幡宮前の食い違い交差点、ここは今危険であるという認識があるのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

今の御指摘ですね、食い違い交差点、市民の皆さんが変形交差点で御迷惑をかけていると思いますけれども、危険であるかということに対しましては、以前からの答弁書の中にも市長からの答弁もありましたが、以前、ここは狭くて交差危険箇所というような形の中での道路改良がなされておると伺っております。それで、東西に走る道路に関しましては、神社前までは7メートル道路という幅広い交差点の形状にしているのは、この食い違い交差点があるがために幅を広くして危険度を減らしているという状況、それと今の現状ですね、今、通行量が極めて多いほうではないという観点の中から、こういうふうな交差点になったと聞いております。そういう形で、今のところ——将来はわかりませんが、将来はわかりませんが、今の現在では危険度はそうないんじゃないかなという判断に立っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

建設都市部長、認識が非常に間違っております。ここは再三、竹飯のほうからこの件については御要望があっていると思うんですが、あそこで車両の事故云々が危惧されるということで、毎朝あそこに立っていらっしゃる見守り隊の方たちがもう全員、9割とか8割とかじゃないですよ、全員が危ないという言葉が発せられるわけです、危ないと。8割、9割の方じゃなくて10割の全員が危ないと、こういうことなんですよ。

私も朝、ちょっとほんの一度だけですが、立たせていただいて、状況を見たんでございますが、非常に瀬高方面から来るのと東側から来るのが、あそこが一つ大きなポイントでございまして、個人の家にもスピードを落とせとか、そういう文言で張っております。個人の家にもですね。そういった中で、あそこが危険が今少ないという認識は非常に困ったもんだなというふうに私は思っているわけでございますが、以前もあそこに信号機をつけろとか、そういった御要望はなかったんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設課長。

○建設課長（松尾正春君）

一度、地元のほうから危険であるということで、警察と協議して信号を設置するのはなかなか難しいが、路面標示の一旦停止が、南北に行く道でありますけれども、路面標示をきちんと「とまれ」ということで強調をして、ちゃんととまっていたくということで処理をすることにしております。なかなか交差点が近いと、信号機の設置についても注意が必要ということで、信号機があると通行の処理能力もなかなか難しいということで、今、T型の交差点、今ちょうど改良しています上小川の交差点がちょうどT型の交差点がすぐそばにありますけれども、あそこもなかなか処理能力、通過するのに時間がかかるということで、できるならば一旦停止をちゃんとしていただいて通過をしていただくと、信号を設置するのもいいんですけれども、今の交通量ではちゃんととまれをして、左右を見ていただいて通っていただくというふうにしていただいたほうがいいんじゃないかということで、路面標示をして注意を喚起しているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

信号機をつけるということに対して、つけるかつけんかはそれはそのときの判断でございますが、つけてくれというような要望があった、危険だからつけてくれという要望があったんでしょう。危険だから信号機をつけてくれという要望があったんですね。しかし、今言いますように、信号機をつければかえって交通量の処理能力を妨げるというようなことで路面標示をしたということですね。そういうことで理解していいですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設課長。

○建設課長（松尾正春君）

今の交差点が危険であるのでどうにかならないかということで要望がっておりますので、その中で信号機にするのか、どういう方法があるのかということで今まで対応してきたのが路面標示ということであります。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今の言葉どおり、建設都市部長、危険だから御要望があったそうでございます。認識をぜひ改めていただきたいということでございまして、この危ない食い違い交差点、信号機をつければますます処理能力がでんからということのようございまして、しかしながら、ここに国道443号から高田町海津・竹飯方面への交通形態が変化していくものと考えられますというような御答弁がここにあるわけですね。ということは、ここに交通量が今から増大しますよということにもなるというような考え方を持っておりまして理解していいんですか、これは。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設課長。

○建設課長（松尾正春君）

今の上小川の交差点が改良されますと、確かに多くなるんじゃないかなということで、現在、平成21年6月に上小川交差点を改良するときに交通量を調べております。その数値によりますと、国道209号からと国道443号から大江小学校に入ってくる車の数が1,090台ございます、四輪車がですね。これ逆に大江小学校のほうから国道209号や国道443号に出ている車

の台数は1,312台ございます。その台数が今後どのようになるかを注目していきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

今おっしゃったように、危険ということは認識をしていると、交通量も多くなるという予想もしているということでございますので、今すぐどうのこうの、やれとか、そういうことじゃございませんで、必要に応じて交通量を調査しながら、地元の方たちと情報の交換を密にさせていただいて、どうするかというようなこと、いつどうするかというようなことを地元の方たちと協議をしていっていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

私の考えでは、神社とかを狭くしたいとか、ここに答弁にも今あったんですが、神社用地や付近の用地買収、こういったものでというように書いてございますけれども、ここまで神社とかをさわったりしますと、非常になかなか御迷惑をかけますので、その前に、私の考えですよ、神社に行く手前、瀬高のほうから行く手前のほうに、西側のほうに平行して走っております県道高田柳川線、そのバイパス、今農道等を走っておりますので、それをバイパス化して、そこに四つ角のほうにやってくる交通量を分散したらどうかというふうな考え方を持っているわけでございます。これも今言いましたように、交通量等の調査をやって、地元の方たちと情報を密にさせていただきたいというふうに思っております。そういうとも含めて検討をよろしくお願ひしたいと思いますが、今の私の質問で納得いただけましたでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

今、課長からもありましたが、調査等を含めて、今後、車両がふえてくるとなれば、今、議員おっしゃったことも含めて、前向きに検討していかざるを得んじやろうと私も考えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ぜひともよろしく願いいたします。

次、最後に観光大使を早急に決め、本市の知名度拡大を図れについてでございますが、これはありがたい回答をいただいておりますけれども、いろいろな企画やさまざまな事業への取り組みをやる御説明をいただいておりますけれども、私も観光協会の理事の一人でございますので、この中身について、きょうここで御答弁いただいた中身については、一応の認識は持っているつもりでございます。そういう中で、あえて申し上げておるのは、この観光大使というのをぜひともつくっていただいて、3名のキャンペーン隊ですね、この方はこの方たちで十分それで結構だと思うんですが、私が言っているのは、もっと全国に知名度を広げていくというような観点から申しておるわけございまして、3名の方のキャンペーン隊というのはそのまま結構だと思っております。

また、ここに一つちょっとひっかかる点があったんですが、今後みやま市の観光大使としてふさわしい方がいらっしゃったら、観光協会等とも十分協議しながら検討を進めていきたいと考えていると、ちょっとこれ、私よく意味がわからんのですが、ふさわしい方がいらっしゃたらというのは、ふさわしい方というのはどなたが見つかるんですか、どれですかね、お聞きしたいんですが。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

他町村を見た場合、やっぱり観光大使というのはある程度全国的に名前の知れた人でないと、余り効果がないと思っておりますので、みやま市、今のところ見渡しましたところ、全国的に名前の知れた人と言えば、古賀誠さんしかいないんじゃないかなと思うんですよ。横倉先生、日本医師会の会長さんではあるけれども、みんな誰でも日本医師会長ということで知っている人は非常に少ないわけです。その次だったら長岡望悠さん、バレーボールのですね。古賀先生にするのはちょっとどうかと思いますし、長岡望悠さんは今自分でまだ一生懸命やっついていらっしゃるので、なかなか観光大使までは引き受けてもらえないのではないかと、もしオリンピックに出られて、非常に活躍されて、そしてあと後進の指導に当たるとか、あるいは現役をある程度退かれると、後進の指導に当たっていらっしゃるといったことになれば、最もふさわしい方は私は長岡望悠さんだと、人の名前を出して恐縮ですけど、それまでちょ

っと待たなければ、誰でも彼でもやってもなかなか難しいのではないかと思いますので、何とかひとつ、これは市の責任ではなくて、やっぱりそういった人が出ることを常に期待をいたしまして、柳川市は琴奨菊とかおられますし、何か囲碁の大淵先生という方も観光大使になられたというようなことをございますので、じっくり考えて、全国的に名前の通った方をぜひ、できれば女性のほうがいいんじゃないかなと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

市長もおもしろいことをおっしゃるようでございますけど、私が言っているのは、順序が違うんじゃないかなということをちょっと指摘をさせていただいているところでございます。

ふさわしい方がいらっしゃったら観光協会とも十分協議しながらということじゃなくて、観光協会とともにふさわしい方を探していくという表現がいいんじゃないかなと。ふさわしい方がいらっしゃったら観光協会と協議しますよじゃなくて、観光協会と一緒にふさわしい方を探していきましょうという言い方がいいんじゃないかなと私は思っておりますが、そのように理解をしてよろざいますか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そのように理解をしてください。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

そしたら、これ答弁書を少し変えて書かれたほうがいいんじゃないかなと。ふさわしい方がいらっしゃったら観光協会と協議するじゃなくて、観光協会とともにふさわしい方を探していくんだというような今市長からの言葉でございますので、その辺ありがたく思っているところでございます。

観光大使、有名な方をつけるということになりますと、今、観光ガイドさんも非常に少ない人数でやられておりますし、有名な観光大使さんが来られると、もう観光ガイドさんたちも一遍にふえるんじゃないかなと、それによってみやま市の観光を全国にPRができていく

というような道筋ができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

今、各地で一番の問題というのは、定住化とか人口減の歯どめ策とか、こういったことで非常に一生懸命やっておられますが、もちろんのことでございます、本市もそういったことがまず最重点だというふうに私も感じておるわけでございますけれども、そういった定住策とか人口減への対策とかいうのは長期的にわたる部分が非常に多うございますので、ほかの自治体においてもそれと並行しながら観光という方策を立て、それぞれの自治体が活性化を図るというようなことで、今ほとんど新聞等々を見ますと、観光で人を呼ぶということばかりでございますので、そうすると、今申し上げましたように、観光大使というのを早く決めていただいて、みやま市の知名度拡大にぜひ利用をさせていただきたいと思いますが、一遍、観光協会と私はついつい言ってしまったんですが、観光協会じゃなくて、これは調査委員会かなんか、仮称でございますけれども、そういったものでぜひともお願いしたいと思っております。

いい御答弁をいただきましたので、4分少々でございますけれども、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行ってまいります。15番井手敏夫君、一般質問を行ってください。

○15番（井手敏夫君）（登壇）

おはようございます。最初に、先ほど瀬口議員からもお話がありましたが、3月11日、東日本大震災が起こって4年になりました。死者、行方不明が1万8,000人以上、今でも行方不明の方が2,584名いらっしゃるそうです。一日も早く見つかるといいというのと、また東日本のほうの復興を一日も早く願っています。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

一般質問は、不登校児童・生徒についてでございます。

皆さん御存じだと思いますけど、不登校の定義について、文部科学省は、不登校の児童・生

徒を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを省いた者と定義しております。

不登校とは、ただ単に学校へ通学していない状態を指す言葉であると考えがちですが、文部科学省が定義する不登校とは、それとやや違っています。病気のために学校を欠席している場合や経済的理由によって学校を欠席している場合には不登校と考えていない。また、年間30日未満の欠席については、教育上、看過できないほどの欠席日数とは考えていないため、これらは除外されております。

それとまた別に、保健室登校、また特別教室及び一部のフリースクールへの通学を小学校及び中学校が出席扱いとする場合があるため、上記の数字の中から保健室登校など行っている児童・生徒は除外されている可能性もあります。

病気についての引きこもりのほうですけど、引きこもりは厚生労働省の管轄のほうですけど、自宅に引きこもって学校や会社に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6カ月以上続いており、統合失調症や鬱病など精神障害が第一の要因とは考えにくいものと定義しております。

このような形で、不登校に入る方もいらっしゃいますけど、不登校の要因としては、大体7つほど要因があると考えられております。

1つ目には、タイプ1として、分離不安型タイプ。小学校低学年に比較的多く見られ、母親から離れることに強い不安があり、そのために登校できなくなる。学校ではお母さんがそばにいるとわかると、友達と一緒に遊んだり元気に過ごしていくことができます。不安感が強くなるにつれて、お母さんの関心や愛情をつなぎとめようと、赤ちゃん返りなどになっていくということです。

タイプ2として、よい子息切れ型タイプ。幼児期から感受性が強く受け身的で、目立った反抗期がなく、手のかからない子供であることが多いそうです。勉強やスポーツ等を頑張り、親や教師の期待に応えようと努力していきます。性格的には真面目で、きちょうめん、神経質で完全要求が強い傾向にあります。

タイプ3として、甘え依存型タイプ。幼少期から甘やかされて育ち、内面的に未成熟で、我慢する気持ちが育っていない傾向にあります。これまでもささいなことで登校を渋ったりして欠席を繰り返している傾向があります。

タイプ4、無気力型タイプ。全く学校に行かなくなる以前から、断続的に欠席する傾向があります。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったりして強く催促すると、登校することもあるが、長続きしません。楽しい行事のあるときは自分から進んで登校したりして、友人が誘えば登校することもあります。

タイプ5、学校生活原因型タイプ。不登校になるまで特別休むなどの傾向はありませんが、急に不登校になります。嫌がらせやいじめを受けたり、友人や教師とのトラブルだったり、転校による不適合感など、明らかにそれとわかる学校生活上の問題が原因となって登校できなくなります。登校しようとする意思はあるが、これらのトラブルを1人で解決することができず、登校できないでいます。

タイプ6、神経症等を伴う型タイプ。よい子息切れ型、甘え依存型の一部のお子さんにこの症状が出る場合があります。きちょうめんなところがあり、ささいなことにこだわって、自己主張が少なく、親や友人へのペースに合わせて行動する面が見られます。友人は少なく、自分から積極的に人と交わろうとはしません。

タイプ7、発達学力遅滞を伴う型タイプです。理解することに時間がかかったりして、極端に不得意な教科があるため、学校に対する抵抗感を強く持っています。同年齢の子供たちとの遊びに参加できないので、年下の子供たちとばかり遊ぶ傾向があります。集団に適応できなくなったり、学習のおくれが大きくなったりして登校を渋るようになり、自分のペースに合う活動には喜んで参加するが、それ以外のことには消極的になります。

ちょっと聞いた話ですけど、これと別に私が思うのは、今は貧困型というのがあるんじゃないかと思います。先ほどの引きこもりのほうに入るかもわかりませんが、忘れ物とか文房具を買えないかもしれない、校外学習に行きたくない、親に心配かけたくない。それから、先生にはお金がないから行けないということも言えないという形で登校を渋って休んでしまう。

今、みやま市は制服を買っているわけですけど、制服は結構高いです。10千円以上します。今度、桜舞館が新しくできるわけですけど、来年の4月からまた制服も新しく変わります。その制服は、ことし入学した人も桜舞館ではまた新しく買わなくてははいけません。全国発表では、ひとり親家庭の50%以上の方が貧困ということで発表されております。本当に厳しい状況の中で、子供のために一生懸命親御さんたちは頑張っております。この間の川崎市の事件についても、お母さんは一生懸命朝から晩まで仕事をして、子供を見る暇がなかったとい

うようなことで、本当に悲しんであります。本当に悲しい事件です。

また、二、三日前にありました淡路島の事件については、引きこもりです。この方は40歳の男性ですけど、引きこもりが長く続いて、こういう結果になっていったと思います。

みやま市でも、一日でも早く不登校の子供たち、また登校できない子供たちを一人でもなくしていただきたいという思いから、ちょっと質問させていただきました。よろしく願いします。

通告書を言うのを忘れておりました。現在の不登校の児童・生徒の人数及びここ5年間ぐらゐの推移をお聞きしたいと思います。

それから、原因の調査結果、また原因分析の結果、児童・生徒による要因、家庭による要因、また同じクラスの子が多いのか、クラスに関係なく不登校になっていくのか。

3つ目に、原因がわかれば対策を講じることができるが、不登校原因別にどのような対策を講じたか、その結果はどうか。

児童・生徒に対する指導対策、家庭に対する対策、不登校原因になる相手が存在すれば、その児童・生徒及び家庭に対するものも含めてお願いします。

また、引きこもりについては、厚生労働省管轄でわかりにくいかと思いますが、わかる範囲で回答いただければと思います。よろしく願いします。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）（登壇）

皆様こんにちは。どの学校もいつ直面するかわからない大事な教育課題についての御質問、ありがとうございます。

井手議員さんの不登校児童・生徒対策についての御質問にお答えいたします。

昨日の河野議員さんの御質問の際にも触れさせていただきましたが、先日、川崎市の中学1年男子生徒が殺害されるという、決してあってはならない痛ましい事件が発生いたしました。被害に遭った生徒は1月から不登校の状況にあったと報道されております。

みやま市教育委員会では、事件発生後、直ちにその時点での長期欠席の児童・生徒の生活状況を把握したところですが、不登校は、全国的な教育課題であり、全国的には増加傾向がございます。不登校の定義につきましては、先ほど井手議員さんから詳しく分類をお話しさせていただきました。

さて、1点目の現在のみやま市内小・中学生における不登校児童・生徒の人数及び内容についてでございますが、平成26年度1月末現在で、30日以上欠席している不登校の状況は、小学生は6名です。そのうち2名は9月より学校復帰をし始めて、現在は元気に登校しております。中学生では、いまだ19名が不登校の状況でございます。先ほど不登校の分類もございましたが、別の観点から申しますと、学校生活に起因するもの、家庭生活に起因するもの、怠学、つまり怠けの傾向によるものなど、その原因は多岐にわたっております。

ここ近年の傾向として、一つの要因に特定されるというよりは、それらが複雑に絡み合っただけで不登校になっている状況が見受けられます。この5年間のみやま市における不登校の推移でございます。平成22年度は小学生5名、中学生31名。平成23年度は小学生8名、中学生24名。平成24年度は小学生10名、中学生30名。平成25年度は小学生6名、中学生26名です。平成26年度につきましては、先ほど申しましたように、小学生が6名、うち2名復帰。中学生19名でございます。

不登校児童・生徒の人数の推移を見ますと、小学生、中学生とも、ほぼ横ばいの状況にあり、本年度はやや減少傾向にあると言えます。

平成25年度のみやま市での不登校の出現率は、小学生で0.3%、中学生で2.7%で、福岡県の出現率である小学生0.35%、中学生3.02%よりやや低い値を示しております。

次に、2点目の不登校、引きこもり児童・生徒に対する原因分析についてでございますが、不登校、引きこもり児童・生徒に対しましては、毎月、各小・中学校より月例報告という形で、一人一人の状況について教育委員会に報告してもらっております。

原因分析を行いますと、さきにも述べましたが、ここ近年の傾向といたしまして、一つの要因に特定されるというよりも、それらが複雑に絡み合っただけで不登校になっている状況が見受けられます。

主な要因としては、小学生では、友人関係、家庭内の問題、本人の怠学傾向、体調不良などが上げられます。中学生では、友人関係、本人の怠学傾向、家庭内の諸問題、学業不振などが上げられます。しかしながら、小・中学校ともに同じクラスに不登校児童・生徒が多いという傾向は示しておりません。

次に、3点目の不登校、引きこもり児童・生徒の原因に対する対応についてでございますが、各小・中学校ともに組織的に取り組んでおり、校長、教頭などの管理職や養護教諭、生徒指導担当者などから構成される校内教育相談委員会で、不登校児童・生徒の情報をまず共

有し、その対策について共通理解をしております。学級担任が不登校児童・生徒へ3日を置かず、家庭訪問や電話連絡を定期的に、あるいは不定期的に小まめに行い、本人の状況を確認いたしております。

また、学級担任のみならず、本人と信頼関係のある職員を中心にチームを組み、きめ細かにかかわるマンツーマン対応を行っております。

複数の原因で不登校になり、本年度、学校復帰を果たしたある小学生は、学校が夏期休業中に学業のおくれを指導したり、友人関係の構築を支援したり、家庭と密接に連携した指導や支援を行ったことにより復帰することができました。

主に友人関係に原因がある場合は、改善するためにトラブルになった原因の特定やその改善を図ったり、道徳や特別活動の時間を活用して、思いやりの心を育んだりして対応しております。

また、関係修復のため、お互いが納得するよう保護者を含めた話し合いの場を学校で持つ場合もございます。お互いに対峙して話し合うことにより、誤解が解けて不登校の状況が解消した事例も過去にはあります。

ここで、いじめにつきまして少し申し上げます。

平成25年度に成立した国のいじめ防止対策推進法に基づいて、本年度には、各小・中学校でそれぞれのいじめ防止基本方針を、みやま市においても、みやま市いじめ防止基本方針を策定いたしました。本市の各小・中学校では、この基本方針の策定前から、いじめ防止のためにきめ細やかな対策を講じてきております。

不登校への対応に戻りますと、不登校児童・生徒の心は揺れ動いており、不安定でさまざまな悩みを抱えております。その解消へ向けて、各中学校に配置しているスクールカウンセラーが教育相談も行っております。カウンセラーとの面談により、不登校状況が改善された事例もございます。

また、川崎市の事件で、SSW、つまりスクールソーシャルワーカーという言葉が報道でお聞きになったかもしれませんが、本年度よりみやま市にもこのSSWが配置され、家庭訪問を通して学校、家庭、福祉との橋渡しの役割を果たしており、家庭内の問題についても専門的な立場から学校などへの助言を行っております。

しかしながら、不登校やいじめは、いつ、どの学校で起こるかわかりません。また、その原因は井手議員さん御指摘のように多岐にわたり、学校の対応だけでは、その解決が難しい

局面が生じております。その場合は、福祉事務所に連絡し、民生児童委員、幼稚園、保育園、小学校、中学校などの接続学校の先生、児童相談所、警察など、地域の方々や関係機関と、いわゆるケース会議を開催し、情報交換や共通理解をしながら対応策を講じているところで、不登校の状況を解消するため、それぞれの立場から役割を分担し、組織的に対応することが大切です。

みやま市教育委員会で設置しております適応指導教室さくらには、今年度、さまざまな原因で不登校になった生徒が通学しておりましたが、本人、家庭とさくらの指導員の頑張りで、全員が学校復帰や高校進学を果たすことができました。

今後も不登校児童・生徒の解消及びいじめの防止に向けて、教育委員会といたしましては、各学校は言うまでもなく、地域や関係機関とも密接に連携し、児童・生徒が行きたい、学びたい、楽しい学校づくり、つまり、エンジョイスクールを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

ありがとうございます。

不登校については、みやま市、福岡県ともに、全国から見れば少ないほうでありまして、全国では平成24年度で児童では、長期欠席者が0.9%であって、長期欠席者の理由となると、病気が44%、不登校が35%というような状況です。生徒については、大体3.6%で、不登校が80%近くを占めているということで、病気によるものが14%となっております。みやま市のほうがかなり少なく安心しているんですけど、不登校は先ほど言いましたように、30日以上、今、教育長のお話は、それこそ1週間以上の方々も入っているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

小学生で6名、うち2名は復帰しましたが、それから中学生で19名というのは、これは30日以上の数でございます。7日以上30日では、これはみやま市独自で把握しておりますので、

また、指導室長のほうから報告させます。

○議長（牛嶋利三君）

教育部指導室長。

○教育部指導室長（稗田賢次君）

みやま市方式といいまして、月例報告の中に、30日以上だけではなくて、7日以上、それから30日未満という子供たちの人数も上げてきていただいております。それによりますと、本年度の1月現在で、小学生は41人、中学生が31人という数になっています。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

そしたら、先ほど教育長から答弁があった中身は、この7日以上の方も含めての対応ということでしょうか。先ほどSSWの件とか、それこそさくらも含めてですけど、そういう方々も含めての対応というのは、先ほど市長のほうからお話があった7日以上の方々も含めての対応での回答というふうに捉えてよろしいですか、それとも30日以上の方々だけに對する対応なのか。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

これは日数に関係なく、基本的に学校に来ていない、あるいは来づらい、来られない子供に対しては、きめの細かな指導や対応をするというのが原則でございます。

不登校の定義は、井手議員さん御指摘のように、年間30日以上欠席ということでございますから、基本的に答弁の中で申し上げたのは、その6名、19名の子供たちに対する組織的な対応ということで申し上げましたが、同じような目で学校を中心に子供たちを見守ったり指導したりしているという状況であるというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

不登校に至るまで、急に30日以上来なくなる子もいますけど、週に1回休んだり、またそれが週に2回になったり3回になったり、徐々に不登校するのが長くなって行って、週に5日、1週間休めば、もう、それこそ怠惰感情にもよる行きたくないというような状況にも陥っていきます。最初のうちに手を打てば、何とか不登校にならずに、また来ることができるということもありますし、そこら辺の対応もよろしくお願ひしたいと思ひます。

きのうの産経新聞の夕刊の「夕焼けエッセー」という中に、不登校の子供を持ったお母さんの言葉が載っておりました。子供は小学校3年生の子供さんです。1時限目から6時限目まで保健室にいます。お母さんがその保健室に1時限目から6時限目まで一緒にいるという話でした。それが何カ月か過ぎたときに、子供が学校に行くようになった、教室に行くようになったと。子供はお母さんありがとうというような作文も残しておりました。

親の対応というのが本当に大切になってきますけど、今は先ほど言ひましたように、ひとり親で対応できない家庭というのがいっぱいあります。それをどうカバーしていくかというの、また学校教育の一つかとは思ひますけど、先生方は本当に忙しいです。そんなクラス全員一人一人に全部目を向けるということがなかなかできません。

そういう中で、きのうの朝のニュースで、どこの学校か忘れたんですけど、生徒が生徒会でいじめをなくするというような決議をやったというニュースがありました。生徒会が自分たち自身で生徒会による決議をやったおかげで、その学校は生徒みんなが見守って、いじめが本当になくなっていったというような放送があつておりました。

いろんな不登校、また、いじめに対する取り組みというのは、今までいろいろやってきました。手を抜いてこういうふうになったということはありません。しかし、マスコミとかテレビで出てくる関係というのは、本当に自殺した子供たち、いじめによる自殺なのか、またいじめを認めない、認めるというようないろんな話もありますけど、それは対応を疎かにしてそうなったわけではないんですけど、マスコミ報道が出てくるのは、そのときだけで、喉元過ぎれば、また忘れていってしまう。で、また同じようなことが繰り返されるというような状況を何とかとめるためにも、今ここで短期の1週間以内であっても休まれる、欠席をする子供たちに対する取り組みというの必要になってくるんじゃないか。

また、先ほど言ひました生徒会は、小学校はないんですけど、子供たち自身によるそういう捉え方をみんなで共有するような形を持っていくとか、またひとり親家庭をどう見ていくか。また、保護者たちにどうしていくか。そういうようなことも含めて、各学校による、そ

れこそPTAの皆さん等との毎月1回報告を学校から受けているということですが、学校、その校区自体によるPTAへの発表をやって、地域、PTA、学校、また保護者全体でその不登校の子供たち、また休みがちの子供たちを見守っていくというのも必要になるのではないかと思いますけど、ちょっと教育長のお考えをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

御指摘のように、御指摘いただいたり御提案していただいたことは非常に大事なことだというふうに思います。まず、おっしゃるように、早期に発見して対応するということは、これは不登校、それからいじめの大原則でございますから、それが一番大事なことで、それぞれまた学校はそういうふうな取り組みをしているというふうに思います。しかしながら、いじめが発見できなかったり、それから不登校の子供が1週間、2週間たつうちに生じてきたりとかいうふうなことも間々あるわけでございます。

だから、2番目には、答弁でも申し上げましたが、組織的に対応するということが次に大事になってまいります。ややもすると、学級担任が自分で抱え込んで、何とか自分で解決しようというふうなことで、責任感も伴って、そういう場合もございしますが、そうではなくて、校長を中心に、各学校の内部で、まず組織的に対応するということと、これも御指摘いただきましたように、地域や関係機関と連携しながら対応していくという、いわゆる組織的な対応が非常に大事になってまいります。

私の体験でも、保健室登校、それから原因の一つとして御指摘いただきました母子分離不安に起因する不登校というのもございました。非常にその労力と時間が復帰するまでにはかかります。解消に1年間以上かかった例も過去にございました。しかし、それでも校内と校外でしっかり手を携えて粘り強くやっていくということが大原則だなというふうに思っております。

なお、特にここ最近では、市役所の福祉事務所との連携が、みやま市はかなり進んできております。なおかつ、児童相談所、それから地域の民生委員さん、児童支援員さん方との連携や御支援ですね、そういういわゆるネットワークを構築しながら進めていくということが非常に大事なことだろうというふうに思っております。

それから、御提案いただきました生徒会でのいじめに対する取り組み、これはみやま市内

で、今のところ私は把握しておりませんが、生徒あるいは児童がそういう課題を主体的に受けとめて、チームを組んで取り組むというのは、非常にこれは大事なことで、不登校やいじめの加害、被害に遭った子供たちにも響いていく取り組みになるんですね、子供たち同士というのは。御指摘していただいたことを具体策としての参考で、学校で調査したり、あるいは紹介をしたりというふうに思っております。

なお、その個別の事例につきましては、指導室長がまた補足をさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

教育部指導室長。

○教育部指導室長（稗田賢次君）

個別の事例といいますと、余り細かくは個人情報にかかわりますので言えませんが、そこにありますように、教育長の答弁にあったように、学級ぐるみでその子を支援していった、解消していくというようなケースだとか、それから小・中連携して解消していく、あるいは保健室登校ではありません、さくらの場合は不登校というのがはっきりした段階で体験入学を何日かして、じゃ、さくらだったら通えるなということで通ってきて、そこでの頑張りで、また学校に復帰できたというようなことは幾つか過去にあります。ただ、全部が全部それで解消していくということにはやはりまいりません。それで、個人個人の要因、原因をしっかりと把握した上で、丁寧に個別にしっかりと対応していく。そこでマンツーマン対応ということ答弁には上げていただきましたけど、本当に1対1で、あるいは組織的に、その子その子に合うような形での対応を、目下させていただいているということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

ありがとうございます。いろいろな待遇をしていただいて、一人でも少なくなればいいかと思っております。3年生、4年生ぐらいになると、子供たちの自主性がかなり芽生えてきますので、1年生、2年生のときのように、「はい」と言って、みんなが言うことに従っていたというのが、自主性によって反発が出てくる。そのことによって、いじめとは思っていない、遊びの中で自分はいじめられていると受け取る子供もできてくる。一日も早くそういう子供が気づいて、周りが気づいて、やっぱり注意をしていくことも必要かと思いま

す。不登校になるのは、もう休めばすぐ不登校になるんですけど、これが不登校の子が出てくるようになる、また出席するようになるというのは、先ほど教育長言われたように、大変な労力がかかります。だから、一人でも多くの方が欠席をしないような、きのうの話でありましたように、皆勤賞でいろんな賞をもらえば、それが励みになって学校に行きたいという楽しい学校づくりをまたお願いしたいと思います。

以上で1問目は終わらせていただきます。

2問目は、みやま市の地方創生についてであります。

きのう野田議員さんのほう、またほかの議員さんからもいろいろ話をされておりましたので、私のほうではさっと流していきたいと思います。

政府が、地方創生に向けて2014年度補正予算案に盛り込んだ総額4,200億円規模の交付金をめぐり、1,800からある各自治体が、それぞれ交付金を受けるために、いろんなアイデアを出してやっております。今回の補正予算の中にもいろいろ出てきておりますけど、その中で、どのような形、今回の場合は特に2月の初めに補正予算決まって、3月の初旬から、もう3月いっぱいまでに提案を出しなさいというような形で、1カ月ぐらいしか期間がなかったから、アイデアを出すにしても、急遽であったために大変だったと思いますけど、今後、来年度、再来年度、地方創生、どのような形にするのか、わかりませんが、野田議員さんも言うておられました、ふるさと創生の1億円というのは、ただ単に何のアイデアもなくとも、各自治体に1億円配られたわけですけど、今回はアイデアを出さないと交付はされませんので、そのアイデアをどのような形で、このみやま市につくっていくのかということをお教えいただきたいということで質問をいたします。

1問目としては、今回は短期間のアイデアを出して提案することになってはいますが、どのような形で今回のアイデアを出していったのかということと、また2問目としては、長期にわたる安定した事業を行うためのアイデアはどのようにやっていくのかということをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、みやま市の地方創生についての御質問にお答えをいたします。

平成26年12月27日、地方への好循環型拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定されました。

この中で、地方にアベノミクス成果を広く行き渡らせたいことを目指すとして、地域の実情に配慮しつつ、消費を喚起する。また、地方が直面する構造的な課題への取り組みを通じて、活性化を促すことが重点施策として掲げられております。

これを受け、国の平成26年度補正予算に、地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生関連の交付金が設けられ、地域消費喚起・生活支援型2,500億円、地方創生先行型1,700億円の2種類が設けられたところでございます。この交付金の実施計画書を国に提出することになりますが、この期限が3月6日となっており、非常に短い時間での調整となったものでございます。

まず、1点目の3月に提出するみやま市の地方創生の内容についてでございますが、議員御指摘のとおり、非常に短期間での作業となりましたが、本市の交付金を活用した事業の決定方法につきましては、ことし1月、庁内で、みやま市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、第1回会議で交付金の制度説明から具体的な作業に入ったものでございます。

今回の交付金の目的が、人口減少に歯どめをかけるための施策という観点から、昨年12月に取りまとめましたみやま市定住促進計画の事業の中から、国の交付金の趣旨や要件に合い、前倒しのできる事業を中心に検討してまいりました。

補正予算の中でも御説明申し上げたところでございますが、国から示された本市の交付金の限度額は、地域消費喚起・生活支援型77,954千円、また地方創生先行型は57,585千円、合わせまして135,539千円となります。

活用いたします事業として、地域消費喚起・生活支援型が、プレミアム商品券事業、県と市のふるさと名物商品販売事業、そして子育て応援商品券助成事業でございます。

また、地方創生先行型は、まち・ひと・しごと創生総合戦略調査等事業、道の駅機能強化事業、第3子以降出産祝金、そしてHEMSプロジェクトの合計8つの事業を計画いたしております。

次に、2点目の来年度への提案についてでございますが、国は市町村に対し、平成27年度中に、地方版総合戦略でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう求めています。

人口減少に歯どめをかけ、人の流れを変え、地域における魅力ある就業機会の創出を一体的に推進する戦略づくりが必要でございます。来年度は、この戦略づくりが最重要課題となっております。

そこで、本市の総合戦略の策定に当たっての取り組み方でございますが、まず、市内では、みやま市定住促進計画の活用など、部課長によるまち・ひと・しごと創生本部で検討いたします。

また、コンサルタントを活用した人口現状分析や市民意識調査を計画いたしております。市民意識調査では、幅広い市民の方の意向を聞いてまいる所存でございます。

さらに、市民代表を初め、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの産・官・学・金・労・言で構成するまち・ひと・しごと創生会議を立ち上げ、また、議会での十分な審議をお願いする予定でございます。

このように幅広い意見と知恵を結集し、本市が生き残るための総合的な戦略となります、まち・ひと・しごと創生総合戦略を検討してまいる所存でございます。

また、詳細は不明でございますが、平成28年度以降において、国の新型交付金が設けられた際には、情報収集に努めながら、その積極的な活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

今回の補正の中での生活支援型によるものは、もうこのときだけの取り組みだと思います。地域創生先行型については、ここに総合戦略調査等委託料として10,000千円というのは、ちょっとかなり大きいんじゃないかなと思いますけど、それに10,000千円に相当する答えが出てくれば、かなり活用できるのではないかと思います。

先はまだ見えていませんけど、自公内閣、また創生大臣がおる間は交付金は出てくるんじゃないかと期待しておりますので、この間をどう——今、市長の答弁のほうにあったように、プロジェクトなりをつくって組んでいくのかというようなこととお伺いしたんですけど、一つ提案なんですけど、1月やったですかね、環境講演会が山川であったときに、小学校の子供たちが取り組みを発表したですよ。きのうの教育長の答弁の中に、裾野教育という知識を詰め込むだけではなくて、知識をいかに知恵につなげていくかという、知恵の発達を促す教育もやっていくというようなことでありましたが、20年、30年先のみやま市を考えた場合に、20年、30年先を担う子供たちに、みやま市はこうあってほしい、みやま市はこう取り組

んでいったらどうかというような小学生、中学生の子供たちにアンケート方式等でとっていくのも有効なことではないかと思えます。

私たちと違って——私だけかもしれませんが、もう考え方がかなり広く捉え切れないような状況になっております。何かすぐど忘れしたりとか、物忘れも多くなってきましたけど、子供たちの柔軟な脳が発達していく段階でのユニークな発想を期待して、そういうような取り組みもやっていったらどうかと思えますけど、それが出てきたこと、アンケートに書いてあったことが、全部使える、使えないというのは、それはもう関係なく、子供たちが本当にみやま市の未来をどう思っているのか、どうやっていきたいのか、どうしたらいいのかというの考え方を少しでも伺うことができれば、プロジェクトの役に立つんではないかと思えますけど、市長、どんなでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

大変ありがたい御意見でございまして、やっぱり若い人たちの意見を聞くということは、非常に大事なことではないかと思えます。ただ、この創生会議、創生会議とみんな言っていますけど、1,800の自治体がみんなやるわけでしょう。だから、うちだけが特別に舞い上がって、うちだけがもらうというわけではないから、どこでもやるから、私はこれに対しては、うちも人口をふやす、向こうも人口をふやす、どこも人口をふやす。少ないパイの中でみんな分け合うということですので、なかなか本当に国が考えているようには簡単にはいかないと思うんですよ。どこでもやるんですから。柳川がうちよりもっといいのを出すかもしれんし、大川も出すかもしれんし、しかし、それは負けないようにすることは大事ですけどですね、私は国が言うように、人口減に歯どめをかける。

大体パイがだんだんだんだん、1億3,000万人が、1億2,000万人が、8,000万人とか7,000万人になっていくんだから、なかなか簡単には人口というのはふえない。うちだけが特別に創生会議でもらうならいいけど、どこでももらうんですからね、簡単にいかない。それだけは皆さん十分御理解をいただいて、一生懸命やるのはやりますけど、なかなか簡単にいかない、私はそう思っております。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

市長、きのうも言われていましたけど、1,800からある自治体で、競争して取っていかなくちゃいけないし、また、人口がふえているところは5都市だけということですので、そのほかのところは、もう全部人口減になっている。人口減になっているのは、今回が初めて人口減になったわけじゃなくて、もうずっと前から人口減になっている。

みやま市でも、市長が最初に市長に就任されたときから、企業誘致からいろんな話をされてきています。なかなか社会情勢と一緒に、社会の情勢に左右されることが多くて、難しいこの人口増加というのがありますので、その中で、先ほど言いましたように、柔軟な頭を使った子供たちのアンケートもとっていったらどうかと。それこそ近隣だけに限らず、全国の自治体と競争して頑張っていかななくてはいけませんので、特にそういうことを考えたわけでございます。どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

おっしゃるとおり、まさに若い人たちの意見を十分取り入れてやっていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

以上で終わります。

引き続き、17番壇康夫君、一般質問を行ってください。

○17番（壇 康夫君）（登壇）

それでは、皆さん改めましてこんにちは。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど前2人の議員の方もおっしゃいましたけど、本日3月11日ということで東日本大震災、死亡された方、行方不明の方、かなりの方がまだ家族含めて苦勞されているという中で、死亡された方については御冥福をお祈りしたいと思います。

なお、本日2時46分、発生時間に全国一斉に黙禱をささげるという通知が来ているということですので、これに対してもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、質問の展開をさせていただきます。

今回は筑後広域公園や清水山の公園整備と団地跡地等の活用ということで通告をさせていただいております。

まず、筑後広域公園については、現在、みやま市と筑後市にまたがる県営の筑後広域公園ということで今現在も整備がされておる状態です。内容については、きのうも2番議員のほうからるございましたけど、現在、沖端の北側の瀬高町には公認である50メートルプールが建設されておるといのは見ておわかりのとおりだと思います。ただ、しかしながら、以前から説明の、瀬高町時代から説明のあった本郷小学校北の部分から水源地横、浄水池というんですかね、瀬高町にある、そのエリアが整備されるということで、俗に言うフィットネスゾーン、資料ではフィットネスエリアというふうに説明して整備がされる計画が瀬高町時代からございました。現在も、去年おとしぐらいまでは大型重機が入って、かなり建物の売却も済んで整備が行われておったんですけど、現在はこの整備が全く停滞したままで、整備も何もされていないと。こういったものを含めて、みやま市として県への要望がどういうふうに計画されておるのか。一部北側に、瀬高町矢部川というか、沖端川の北側に50メートルプールができると、こっちを急がれているのかなという気はしますが、みやま市としてはどういう対応をされているのか、はい、わかりましたという形で言われているのか、その辺をお聞かせいただきたいと。

また、清水山に以前、市長のほうから桜の植栽を計画するという話をいただきましたけど、これもそのままどうなっているのか、全く見えないと。さらに、きのうも何人かの方から質問の中で、市長が答弁されておりますけど、以前、さくら団地を建てる前に市営団地としてあった堀池園団地及び東町団地、こういったものの跡地を分譲住宅地としてやっていくと、定住促進を図るというお話がるるありますけど、全く更地になったまま、何にも手がついていないと、柵をした状態でとまっております。

この3点についてお伺いしたいと思います。細かくは具体的事項ということではありますが、1番の筑後広域公園については、フィットネスゾーンの整備計画をお尋ねしたいと思います。それにあわせて、ここについては現在、中ノ島公園と209号線の下に北部豪雨の関係でかなり2年ほど使用が閉鎖されていましたが、昨年ぐらいからかなり整備されて、照明もかなり明るくなっています。ただ、ここには今駐車場がほとんど、以前は放水路のほうに駐車できたんですけど、今、中ノ島公園という形での駐車がほとんど近くにないということ

で、これもみやま市から何か北の玄関口での計画として、駐車場を209号線の瀬高町側に、両サイドに考えるという計画があるみたいですけど、私としては従来どおり放水路に車を何でとめるようにしないのか、ある方に聞くと、恋ぼたるのほうの、要は俗に言う矢部川の北側の駐車場にとめてくればいいじゃないかと、歩くにはかなりの距離があります。だから、今現在、照明とかいろんなものが整備されてきれいになった割には人っ子一人いないんですね。こういったものを考えたら、何が公園の活用だと、整備だと、何の意味もない金を使っているんじゃないかと。ましてや、去年もおととしも放水路にかなりの大雨が降ったときなんかは土砂が流れ込み、まあ放水路ですから当たり前のことです。その放水路が石、泥まみれになったのをまたきれいにもとに戻すと、こんな県の費用の無駄遣いはないんじゃないかというぐらいの整備がされています。ましてや、せせらぎの水路というのがそこにありますけど、誰も子供が遊んでいるのを見たことがありません。単なるその辺の溝に水が通っているぐらいで、何のせせらぎの水路かわからないというような状況ですので、活用できるように今後、県との話し合いもやっていただきたいなど。

2点目については、先ほど申しましたように、桜の植栽をしたらどうかと、桜が老朽化しているのとあわせて、竹林がかなり勢いを増していると、だから、竹林対策というのも必要なんでしょうけど、まず桜が減らないように、老朽化に対して植栽をどんどんしていくというのも手じゃないかなと。以前、市長もみやま市の花が桜だということで、ぜひやりたいとおっしゃっていただいた割には何にも進んでいないと。また、ある機会に市長が大観峰の整備もやると、これは中ノ島公園の整備とあわせて、市長がおっしゃった話です。だから、これについてもどういうふう到大観峰を整備しようというふうに考えられてあるのか、一緒にあわせてお尋ねしたいと思います。

3点目は、先ほど申しましたように、堀池園団地、東町団地、ついきのうの質問、ある議員の質問の中でも、市長は自分の選挙事務所の跡地も1,500坪ぐらいあって、分譲地にしたというお話をされておりますけど、もう今更地になって、いつでも手をつけられる市有地のこの2団地跡地、どうするつもりでそうおっしゃっているのか。選挙事務所の跡なんか、ましてや個人の土地を払い下げ云々交渉しながら進めにゃいかんのに、この2つの団地跡地は今すぐにでもやろうと思えばできるんじゃないかなと。これがもう3年ぐらいほったらかしのまま解体されて、そのまんまです。どうしようとしているのか、その辺を具体的に教えていただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

壇議員の筑後広域公園や清水山の公園整備と団地跡地等の活用についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の筑後広域公園内のフィットネスゾーンの整備はどうなっているのかについてでございますが、筑後広域公園の整備は福岡県の事業で、みやま市域については、南筑後県土整備事務所が整備を進めております。

議員お尋ねのフィットネスゾーンとは、スポーツゾーンのフィットネスエリアのことだと思いますが、県によれば、当面の間はプール整備へ集中的な取り組みが必要となっている。そのため、現在は残っている用地の取得に鋭意取り組んでいるとのことでございます。

また、北の玄関口に計画されている駐車場につきましては、サブエントランスについての質問であろうかと思えます。現在、用地の交渉を精力的に行っているとの返事を県よりいただいております。

フィットネスエリア整備やサブエントランス整備につきましては、今後とも県に強く要望していきたいと思えます。

矢部川の放水路の駐車についてでございますが、イベント時などで多数の来園者がお見えになる場合には、国に申請をして開放できるよう協議をいたしております。

次に、2点目の清水山に桜の木を植栽する予定はどうなっているのか、また、大観峰の整備はどうするのかについてでございますが、清水山は福岡県の矢部川県立自然公園に指定されておりますので、いろいろな制約がございますが、清水山には春は桜、秋には紅葉を求めてたくさんの観光客の方がお見えになります。桜の木は、現状を管理、保全するとともに、老木で枯れた桜の木を若木にかえ、景観を保っていく必要があると考えております。

大観峰の整備についてでございますが、眺望もよく、現在、公園の一部として管理しておりますので、整備する計画はございませんが、自然公園としての景観を維持しつつ、今後も自然豊かな清水山をみやま市の観光拠点として公園の管理をしていきたいと考えております。

私も数回大観峰に行ってきましたが、登頂者も極めて少なく、少し荒れておりますので、今後、調査、検討してまいりたいと思っております。

次に、3点目の堀池園団地と東町団地の跡地等はいつ、どのように活用する計画なのかについてでございますが、堀池園団地と東町団地の跡地活用計画でございますが、以前から一般質問でお答えいたしておりますとおり、宅地分譲という方向で、現在、庁内に設置しておりますみやま市公共施設跡地等活用検討委員会で論議、検討いたしております。

また、渡瀬駅周辺につきましては、駅東側の道路拡張工事を現在行っております。また、駅利用者の利便性の向上を図るため、駅西側の道路拡張及び駐車場等の整備に向け、基本的な調査を始めたいと考えているところでございます。

なお、私の選挙事務所の土地は、市で買うわけではありません。あそこの土地の所有者が住宅地として分譲したいと言っておられますので、できるだけ早く分譲してくださいと、こう頼んでいるわけですから、別に市が負担するわけではございませんので、それは理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、まず順番に1点ずつ改めてお尋ねしたいと思います。

まず、筑後広域公園については、先ほど答弁にもありましたように、今はプール整備への集中的な取り組みをやっているということで、フィットネスゾーンが後回しになっているというふうに考えてよろしいんですか。その場合、市としてはどういうふうな計画で要望されているのか。例えば、以前ですと、温水プールつきの、きのうの話じゃないけど、水の郷にありますような、何というですか、体力マシンというんですかね、ああいったものも一緒に置くと、しかも、温水プールを整備するというような計画を私はお伺いしたことがあるんですけど、現状そういう予定でそのまま保留というふうに考えてよろしいのか、その辺ちょっとぜひお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

瀬高町時代の話はそのような要望をした経緯はございます。それで、県にも要望した経緯はありますけれども、結局、プールが北側にできたものですから、その中に配備、要するにプールつきで要望をした経過がございましたので、プールが向こうにできるということにな

りまして、北側にその旨要望はしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、フィットネスゾーン、フィットネスエリアですか、ここにはプールはできないというふうに考えたほうがいいんですか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

以前、私が都市計画におおころだったんですけれども、県でどこにプールをつくるかということで、一度要望を筑後市と瀬高町とで合同で要望したことがあるんですよ。その後、県で検討されて、設置委員会みたいなものができて、それで適した箇所はあそこだということで決定されまして、県独自であそこに決定されたという経緯があります。それで、瀬高町としてはフィットネスエリアに要望していたんですけれどもという話を県にしたことがあるんですよ。ただ、ここに学術経験者とか入れて、場所的な検討をした結果、ここになりましたので、フィットネスエリアについては、ちょっと言うげつと運動広場じゃないけれども、そういうふうな頭で考えは持っているということだけを伺っております。その後、プールが優先されましたので、フィットネスエリアはそのまま、ちょっと言うと今は寝た状態にいるという報告、市長のほうから答弁されたような形になっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでしたら、市長に逆にお尋ねしたいんですけど、プールが沖端川の北側に50メートルプールという形で整備されていますよね。そこにフィットネスで言っていた温水プールになるのか、25メートルも併設するというふうに聞いておりますけど、市としては今、本郷小学校から水源地、浄水池というんですかね、JRの鹿児島本線のところまでのエリア、かなり買収、整備が更地になった状態で残っていると思いますけど、ここはどうされようと考えて

あるんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これは市ですることじゃないですから、県がすることですから、余り市がどうしてくれ、こうしてくれと、プールが本郷にできたら、プールは要らないと思いますよ。だから、どうするか、今後聞いてみましょう。私が全くそれについては、申しわけないけど、聞いたことがございません。それで、今後は、それは非常に私が悪かったけど、そこについては無関心だったです。県がしてくれるものと思っていましたので、市のことで一生懸命ですから、県は県のほうでちゃんとやってくれると思っていましたので、今後そういうことであれば、一応聞いて、あなたに連絡しましょう。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、市長おっしゃったように、瀬高町時代からかなりの広さ、面積があそこはあると思うんです。県が買収含めてかなりの用地を握っているの、県営事業だというのはわかっているんです。これ私もある機会に県議とも話したことがあるんですけど、県が主体だから、じゃ放っておくかといったら、やっぱり市からの要望も出すべきだという話はしたことがあるんですよ。だから、市がどうしたいかというのがあって、筑後市も含めて、このエリアにはこういうふうにしていただきたい、もっと言えば、50メートルプールをつくってほしいというのは地元住民から、私も動きました。要は署名活動をして、要望書を出して初めて県がうんうんやりましょうかというふうになったと私は確信しているんですね。そういった中では、やっぱり地元の要望というのは、県も無視せずに十分検討した上で行うはずなんですね。今、買収されて、かなりの広いエリアが、去年おおとしぐらいだったと思います。重機が何台も入って、更地にされているんですよ。それがとまっているので、私、今回質問しているんですけど、プールの問題含めて、それじゃせつかくあれだけあった用地を市としても活用していただくためには何か要望を出さなきゃいかんと。ましてや、県の費用でやってくれるんだったら、なおさらですね。県がやるから、指をくわえて見とこうじゃなくて、市の要望を出すべきだと思いますので、市長はその更地をどう活用していただきたいと考えてあるのか、

そこを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私が聞いておりますのは、あそこはもうきちっと計画があつて、フィットネスの用地として確保し、いろいろなものをつくるということはもう前から計画をされておりますので、その計画どおり進めてもらえばそれでいいんじゃないですか。あなたたちが出してあるとでしょう、こうしてくれということ。そのままそれを進めたらいいんじゃないですか。今さら新しく出す必要ないと思いますよ。今までちゃんと県が約束したこと、そして市が、そのとき瀬高町がお願いしたことをそのままやってくれと言え、それでいいんじゃないですか。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

いや、瀬高町から出したとき、瀬高町というか、県と瀬高町で話し合いをしたときに、県から提示されたのがフィットネスゾーンなんです、温水プールを含めてね。そのプールが北側で整備になったわけでしょう。だから、今、用地としては手つかずで、そのままプールを先にすることですから、残っているわけですよ、県の所有権含めて。だから、そこがどういうふうに県が計画しているのかも知りたいですし、みやま市としてはどう瀬高町を引き継いで、フィットネスゾーンだったらプールもつくるんですかという話になるわけですよ。そこをどう考えてあるのかというお尋ねをしているわけです。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私は、今申し上げましたように、あくまでも県がちゃんと計画しておったから、そのとおり進むと思いましたがけれども、プールは向こうにできましたので、プールは必要ないと思います。それで、一遍、県にそのままになっていましたので、県が県営プールを本郷に力を入れてやっていますので、これは県会議員の力の差だと思いますよ、私ははっきり言って。本当、私は板橋君にも言ったんですけど、何しよっとねち、いつまでもん筑後ばかりできて、いっちょん瀬高はできんじゃんねと言うたこと何遍でんありますよ。だけど、県は動かない

んですよ。全部筑後市ばかりで。だから、今度、県会議員の尻をたたいて、早くやってくれということを書いて、計画どおりやってくれと、それでできなかつたら、また県に市が早くやってくれと言うしかないと思いますよ。もう県はきちっと計画しているんですから、市がまた新たにいろいろこうしてくれ、ああしてくれと言っても計画を変更せにゃいかんことになるでしょうが。そいけん、計画どおり、プールは外していいから、今までどおりやってくれということしか言えないと思いますよ。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今のお話ですと、計画どおりと。それじゃ、現状が今申し上げたように、こっちフィットネスゾーンに温水プールという話があったんですけど、それが北側に行って、温水プールになるのかどうか、そういう話になっているので、それじゃこっちをどう今計画を考えているのか、ぜひその辺は県とも確認をしていただいて、ぜひ報告いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、同じ内容で、先ほどちょっと触れましたけど、中ノ島公園、こっちのほうの駐車場のサブエントランスですか、ここの整備、これは国道を挟んで、放水路の南側、209号線の両サイドにという話を以前説明で受けております。これも北の玄関口で検討委員会をつくられて、協議されて要望されたという話を聞いておるんですけど、具体的に北の玄関口の結論がどう出たかも私自身も把握しておりません。これ報告が多分議会にもあっていなかったと思います。ただ、私としては、先ほども申し上げたように、せつかく今、北部豪雨の跡をきれいにされて、照明もかなり明るい照明灯がかなりの数で入っております。トイレもかなりきれいに整備されております。瀬高町自体は、ここがもとを言えば、北部豪雨の前は、あそこの奥には野球場というんですかね、そういうグラウンドもありましたし、キャンプ施設、要は水道から洗面台みたいのところまでございました。私も子供が小さいときにはあそこにテントを張って1週間ぐらい泊まったこともあります。だから、そういう意味では、瀬高町として以前そうやって活用していた用地を、今誰もいないんですよ、昼間も夜もほとんど。というのは、駐車場の問題じゃないかなと私は思っているんです。ある人に言わせると、土手まで行ったけど、入れないというのは市長も御存じのとおりだと思います。だから、国に対して開放できるように、多い場合はとおっしゃいますけど、そういう多い場合という

のは桜の時期とか、本当限られた時期なんですね。県がここにせせらぎの水路をつくったというのは、ある意味、子供さんたちが向こうの川、本流のほうじゃ危ないので、そういったせせらぎで遊ぶとか、いろんな意味でつくられたと思うんですけど、歩いて何百メートルも行かにかいかんという中で、やっぱり駐車場が放水路の中である程度とめられるようにできないのかなど。国の管轄にはなるとは思いますけど、その辺の要望を含めて、中ノ島公園の活用を市長はどう考えてあるか、ぜひお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

用水路ですね、私、県議時代にあれつくると言ったんですけど、ああいうところにつくってもすぐ水が、洪水が来たら、毎年洪水が来るんだから、毎年つくらにかいかんから、やめとったほうがいいんじゃないですかと私言いました、県会議員時代。だけど、県は予算を執行せにかいかんから、どうしてもつくるということであれをつくったんですよ。非常に私はそれに疑問を感じておりましたし、あなたと全く同じです。あの用水路は不必要だと思いますよ。水があつたら必ず1年に何回も崩れますから、1億円も2億円もかけて、ああいう無駄なことをどうしてするんだろうかと思いましたよ。

それから、駐車場はやっぱりあそこはきれいにもう一回駐車できるようにお願いをしたいと思います。そして、人が来ないというのは、どうして来ないか私わかりませんが、昔もそんなに来ていなかったとは思いますが。ただ、野球をするときなんかは非常に多かったけど、今、野球もできないということであれば、とにかく駐車場は確保するようにぜひとも国に要望していきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、市長のほうから国含めて要望していただいて、駐車できるようにということで言っていたので、ぜひそうなれば、例えば、キャンプにしても、野球場、以前私もあその野球場のところでは、NHKの夏休みのラジオ体操が来て、あそこでしたと、ラジオの生放送をしたという経験もあります。だから、車で近くまで行ければ、本当何メートルか、20メートルぐらい上がれば、行けるわけです。昔は公園の中まで、チェーンさえ外せば車で上が

っていったんですよね。だから、ぜひそういうふうにやっていただければ、もっと人がふえて、朝夕なんかいい散歩コースにあの楠の木のエリアはなるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そしたら、2点目の清水山の桜の植栽ですけど、これについては老木化しているという部分を含めて、ぜひ景観を保っていく必要があるということでお願ひしたいと思っておりますので、これについてはよろしくお願ひしたいと思っております。

あわせて、ここに質問しました大観峰の計画、これについては市長も自分で記憶があるかと思っております、中ノ島公園と大観峰は整備して集客の目玉にせにゃいかんと。今現在、具体的にないとはいえ、市長の頭の中に何かちょっと考えるものがどういうふうにかあるのか。私も正直、どうしたら大観峰をできるのかという気持ちはありますけど、ぜひ何かあればお聞かせ願えればと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も3回ぐらい一緒になってあそこに登りました。個人的だったんですけど、あそこにケーブルカーを通して、インターの近くからケーブルカーを通して、本郷庭園、そして清水寺、そして大観峰までケーブルカーを通したら非常に観光地としてはうまくいくんじゃないかなと思いましたが、いろんな方に意見を聞いてみますと、いや、それは成り立たんよと、そんな金額的に高いし、それは市長、無理だよと、こういうようなことだったんもんですから、諦めつつあったんです。だから、そのときにそういうふうなことを申し上げたとは思いますが、やっぱり登ってみると、いつ行っても人が来ていないんですよ、誰もいない。よくこういうところにかつての瀬高町は整備をこれだけよくしたもんだなと、私はむしろ感心したんですよ。だから、何とかもう少しあそこに人が来るような道路をまず、車が楽に通れるようなことをまず考えなければいけないんじゃないかなと。そして、あそこは登ってみると、眺望が物すごくいいんですよ。だから、それを皆さん方にPRして、もう少しあそこを広くして、そしてあそこに茶店かなんかあれば、恐らく人は来るだろうと思っておりますので、そういったことも考えてみたいとは思っています。なかなかうちの職員に言うとは、余り無駄なことにはせんがいいですよとか言うからですね、なかなか、私そういった夢があるんですけど、今後も議論しながら、清水山は大切な私たちの観光の宝ですから、ぜひともこれを有効に、

ももっとも皆さんが来るように観光地として整備していきたいという気持ちは十分持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

具体的には、確かにあそこは道がないですし、道路からも結構歩く距離としてはあります。自然を損なわないように、集客をどうやってやるかと、以前、市長、今おっしゃったように、ケーブルカーを引いてというのは、比叡山じゃないですけど、一大イベントとしては効果があるなという気もしないでもないですけど、費用対効果も当然考えていかにやいかんと。ぜひここについては、今先ほど答弁でもいただいたように、桜の名所だということで、桜の植栽だけはお約束いただければと、私個人的にはインターから、例えば209号線までのバイパスというんですかね、443バイパス、あそこの両サイドにばばあっと北海道じゃないですけど、桜並木にしてしまうという構想もおもしろいのかなと個人的には思っているんですけど、両サイド1車線分ぐらいを買収してでもですね。今、たまたま特に443号から向こうは農道が張りついているので、あそこにうまいこと何とか桜を植えて、2キロ、3キロの並木通りをつくるというのも一つの集客になるのかなという気はしておりますので、ぜひその辺の考えも持っておるということをお話しておきたいと思います。

では、次3点目の団地跡地ですけど、これも公共施設跡地等活用検討委員会で議論、検討しておりますと、ただ、今申し上げたように、これが日にちが2年丸々ぐらい解体からいくとなるんじゃないかなと、もちろんこのさくら団地ができるという話で、跡地を分譲地にして活用するという話はもう四、五年前からされている、市長自身がされている話だと思います。今、更地になってもう丸2年ぐらい、くいを打って、ロープを張っただけで、そのままになっています。これももう皆さん、職員の方も含めて全員が御承知のとおりだと思います。検討しておりますといったものの、こんな状態でほったらかしで、こんな期間かかるのかよという気がして仕方ないですね。ぜひその時期も含めて、いついつどういうふうにかこう考えているんだと、分譲地にするという話は以前から今言ったようにあります。ちょっとそこを市長、聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も全く同感なんです。何で早う売らんかと。いつも建設都市部長のほうに言っているんですが、なかなか腰を上げてくれない。なぜかときょうまた聞きました。そしたら、道路の問題がまだ解決していないからされないと。道路の問題を解決したらいつでもいいですよと、前から私も壇先生と同じく、何であそこを売らんとやろうかと、何でせんだろうかとずっと思っていました、ずっと言っているんですけど、道路の問題がまだ解決していないからということですから、あとは石橋建設都市部長にちょっと振りますから。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

道路の問題といいますと、市長のほうから言われましたが、確かに分譲という形で進むということは市長のほうから答弁がありました、以前に。それで、市としては裏駅構想といいますか、今、タカ食から209号までの道路の計画もございます。それにあわせて、裏駅構想も、結局裏が——裏と言うとでけんばってん、東側の駅から東に抜ける道路が非常に今ないような状況であります。それを含めて、その部分が道路確定、要するに道路幅員とかが計画を持って、構想を持って、その部分を外した残りは、もう御存じのとおり、堀池園団地は道もないような住宅形成でしたので、そこに一本だけは道をつくつとかと、後々また再度業者に払い下がるにしても、また買うような形が出てきますので、二度手間になりますので、その部分を外した残りを分譲、これは民間になるのかどうなのかというのはちょっと検討委員会の中で検討してもらわないかんことなんですけれども、そういうふうな方向で進みたいということで、今構想だけは今年度つくり上げるような形、要するに道路構想をつくり上げるような形はしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

市長のほうから、市長自身も早急に処分、売却なりしてというお話で、今部長のほうからは道路構想と。今のお話ですと、ある意味、堀池園団地、瀬高駅の東口のお話だと思いますので、じゃ東町団地はどうなっているんだと、あそこそ更地のまま残って、何も手つかず

で、ほったらかしじゃないかと。2カ所あるわけですから、そういう意味では、じゃ先にできるところを1カ所でもして、1人でも住民をふやすという政策が市長も定住促進を含めて、流出を防ぐ分も含めて、みんなが苦勞している政策だと思います。そういった中で、ぜひ東町だけでも何とかならないかなと。きのうも市長の答弁では、山川の促進住宅ですか、あれも市営にしてというお話でしたけど、正直、私はそれを聞いたときには、えっと思ったのは、市営住宅にしちゃうと、正直家賃を安くして、下手すると税金が入らないという部分を見ると、やっぱりこういう東町の団地跡地みたいな、俗に言う住宅地を提供して促進したほうがより効果的かなと。人口をふやすという意味では、促進住宅もいいんでしょうけど、そういった部分では東町団地なんかはさらにやっていく必要があるんじゃないかなと。そこについて、市長、ちょっとお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これも石橋建設都市部長に聞かないとわからないんですけど、非常に壇先生、きょういいことをおっしゃっていただきまして、私も大変助かるんですけど、うんと職員にハッパかけてください。私も常に言っているんですよ、早くしないかと。東町団地はできるだけ早急に売却するように、ぜひともやりたいと思いますので、石橋建設都市部長の答弁をもう一回聞いてください。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

市長は私の決断と言われますけれども、これは検討委員会の中で検討されておるものから、私一人の決断で、はいということにはなりませんけれども、市長が言われました、以前のおおりに、分譲という目的は一緒だと思います。ただ、今あそこは堰の工事をやっています。あそこの土、要するにあそこは土盛りをせにゃいかんもんですから、それをただでもらえる、要するに金がかからないような工法で土盛りはせにゃいかんということで、今年度、唐ノ瀬堰の工事が終わりましたので、その土をいただいて、1,500平米ばかりの土を無償でいただいて、土盛りをして、整地を今年度中に終わるといような形にしております。それで、今後は跡地等活用検討委員会の中で議論していただいて、民営にするのかどうなのかと

いうことを論議していただいて、基本的に住宅用地としての分譲というか、そういうふうな形で基本は変わっておりませんので、以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

土盛りの土を水路整備からいただいてというのが今年度中だということであれば、分譲にかかるのは、じゃもう来年度、即かかれるのかどうか、検討委員会の話もあるんですけど、その辺の市長の意向も含めて、建設都市部長のほうから、まあ正直、部長もあと1年ぐらいでおらんようになるという部分からすると、ぜひここでいつ具体的にそういう分譲に手がけられるのか、その辺の構想だけでも答弁いただければと思いますけど。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

基本的に分譲ということは、今先ほど言いましたけれども、活用検討委員会の中で、もう売却でいいだろうということであれば、すぐにでも売却できると思います。ただ、市でやるとなると、また一定の計画図面、それとどのような方法でやるのかとかいう論議はせないかんけれども、要するに土盛りしたら平地になるものですから、次年度からでも可能だと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今のお話ですと、土盛りが終われば売却するのか、市が運営してやるのかという話ですけど、市長、ここで売却、例えば100坪単位ぐらいで売却するのか、市が運営するという場合はどういうふうにするのかという判断が必要になってくると思いますけど、市営分譲住宅というのが成り立つのかどうか、市長、その辺、民間に任せるのか、市でやるのか、その辺の判断だけちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これ市で100坪単位、100坪になるのか、50坪になるのか、70坪になるのかわかりませんが、市できちっと売却面積を決めていまして、市で売り出したいと、そうしたほうが安く市民の皆さんに提供できると思いますので、市であくまでも売却を責任持ってやるということでございます。早急にこれは私も壇先生と全く一緒なんです。やりたいと思っております。だから、石橋建設都市部長が基本的にとかなんとか言っていますけど、基本的ではなくて、早急にやるということでお約束をいたします。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ぜひ早急にやっていただけるということで、少なくとも堀池園団地は道路の関係があるんだったら東町、できるところからということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、3点目でちょっと触れていただいた渡瀬駅周辺の計画、これについて、今、駐車場の整備とかされているのは当然わかっておりますけど、道路拡張及び駐車場と。これ市長、大変恐縮ですけど、ちょっとした風評、うわさでヨコクラ病院の跡地を市が買うという約束ができていというようなうわさを聞いたんです。そこについて答弁を、断言していただければと思ひます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

最初は、私はヨコクラ病院の跡地と、それから高田庁舎の跡地と交換をしたが一番いいんではないかと思ひておりました。ヨコクラ病院が建っておるところを市の土地として、そして庁舎をヨコクラ病院と、等価交換、そして面積とか金額とか、どちらが価値があるか、その価値の分だけを市がもらうのか、ヨコクラ病院がもらうのか、そういうことで計画をいたしておりましたけれども、どうもヨコクラ病院は土地の交換はしないということで、市があそこをを買うということは全く言ってもおりませんし、そういう約束もありませんので、あれはあくまでもヨコクラ病院さんのほうでどう活用されるか。ただ、私はヨコクラ病院のほうにできるだけあの地区の活性化につながるような活用をぜひお願ひしますということだけは申し上げております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

わかりました。最初は交換という案もあったけど、あとはヨコクラさんでということで、市が買う話は一切ないということを確認して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後からの一般質問、6番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。議席番号6番、川口正宏でございます。

それでは、議長より御指名をいただきましたので、早速、通告しておりました大規模HEMS情報基盤整備事業とみやま市で資本参加予定のPPS会社についての質問をさせていただきます。しかしながら、今議会冒頭の議案の提案理由説明の中で幾つかの質問がありましたので、重複するところがあるかと思いますが、御了承お願いいたします。

現在、みやま市においては、HEMS情報基盤整備事業が進められております。当初計画の2,000戸のモニター契約が完遂でき、4月から実証実験が開催されるとお聞きしております。

また、今議会の補正予算に、2月に設立された特定規模電気事業者みやまスマートエネルギー株式会社への出資金11,000千円も提案され、可決されました。ほかにもバイオマス産業都市構想にも取り組むとのことで、再生可能エネルギーによる電力の自給自足を目指したすばらしい取り組みだと思うところがございます。しかしながら、理解できない部分がありますので、次の4点についてお尋ねいたしますので、具体的にお答えください。

まず最初に、HEMS情報基盤整備事業についてですが、今回、補正予算の中に地域エネルギー政策費として、HEMS情報基盤整備事業関連で市民サービスシステム開発委託料として50,000千円、HEMS設置世帯電気料助成金として12,000千円、合計62,000千円が提案

されていますが、当初の説明では、事業費は全額経済産業省の助成金で賄うので、市からの事業費負担はないとのことでしたが、財源を見てもみると、国県支出金のほかに一般財源も含まれておりますが、その内容について具体的に説明ください。

2つ目は、みやまエネルギー株式会社への出資の件ですけれども、HEMS情報基盤整備事業の説明会では、九電より1円高く買って1円安く売るなど、売電や余剰電力の買い取りの説明はありましたが、新たにPPS会社を設立し、市が出資する説明はあっておりませんでした。しかしながら、2月1日の新聞報道を見て驚きました。新しくできるPPS会社に出資する議案を3月議会に提案するという記事でした。翌日の全員協議会の中で、会社設立や事業計画案の説明を受けましたが、ここまでのプロセスについての説明はありませんでしたので、ここで、みやまスマートエネルギー株式会社の会社設立や市が出資するようになった経緯を具体的に説明してください。

3つ目に、発送電分離についてですが、今まで政府は、実施時期を2018年から2020年をめどに実施すると言っておりましたが、最近の新聞報道では、電気事業連合会に配慮し、今国会で電気事業法改正案に実施時期を2020年に実施で提案するそうでございます。先日の全員協議会でいただいたみやまスマートエネルギー株式会社の事業計画案で大丈夫なのか、具体的に説明してください。

最後に、今議会に提案されている市の出資額11,000千円の件ですが、設立事業計画の中では、みやま市11,000千円、筑豊銀行1,000千円、九州スマートコミュニティー株式会社が8,000千円で、増資後の資本金を総額20,000千円として、3月中に株主間協定調印式を行い、4月1日より営業開始となっておりますが、市の出資金11,000千円は出資比率が55%で筆頭株主となります。地方自治体のみやま市と民間企業の筑豊銀行、九州スマートコミュニティー株式会社との共同出資会社ということになりますが、これは第三セクターになると思いますが、どのような運営方法を考えてあるのか、以上4点について具体的にお答えをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員さんのHEMS情報基盤整備事業とみやまPPS会社についての御質問にお答えをいたします。

川口議員さんが再生可能エネルギーによる電力の自給自足を目指したすばらしい取り組みとおっしゃっていただきまして、御理解をいただいておりますようでございますので、本当に川口先生から褒められたのは初めてではないかと思えます。大変うれしく思います。

市では昨年、経済産業省の補助事業であります大規模HEMS情報基盤整備事業に株式会社エプコと共同事業として応募いたしました。福岡県の支援も受けて、7月に九州で唯一みやま市が採択をされました。

この実証事業には、市民の皆様の御理解と御協力により2,000世帯を超すモニターの方々に参加をされることになっております。いよいよこの4月から1年間、HEMSを活用したさまざまなサービスを検証していくことになります。

さらに、平成28年4月からの電力小売完全自由化を見据え、エネルギーの地産地消を目指した取り組みも進めてまいり所存でございます。

まず1点目の今回の補正予算についてでございますが、みやま市は今年度、経済産業省の大規模HEMS情報基盤整備事業に参画し、新しいまちづくりの第一歩を踏み出しました。この事業は、国の助成金で全額賄っておりますが、今後、それを発展させる事業はみやま市独自のものとなります。

今回の補正予算は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用し、再生可能エネルギーの最大限の活用とHEMSと連動した市民サービスを行うためでございます。

まず、HEMS市民サービスシステム開発委託料の50,000千円は、HEMSを活用した市民サービスを導入するためのシステムを開発するものであり、例えばタブレット端末を使い市内の商店での買い物ができたり、高齢者宅への宅配サービスを行うなど、新たな市民サービスを提供するためのアプリケーション開発の委託料などでございます。

次に、HEMS設置世帯電気料金助成金12,000千円でございますが、今後HEMS機器の設置について個人負担が生じますが、普及を促進する観点から、2,000件を超えた新たな設置者に対して、1年間、電気代の2分の1相当額を助成することといたしております。年間限度額を60千円とし、200世帯を見込んでおります。

次に、2点目のみやまスマートエネルギー株式会社への出資についてでございますが、まず、みやま市は、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入量が極めて高い市であり、再生可能エネルギーによる分散型・自立型エネルギーシステムの構築を目指す上で大きな強みとなっております。

このため、電力システム改革の進展を見据えながら、市がかかわる地域P P S「みやまスマートエネルギー株式会社」を設立し、市内の太陽光発電を主要エネルギー源として、市内で産出される再生可能エネルギーによる電力を地域で消費し、電力消費に係るお金の流れを地域内に取り込める仕組みを構築する必要があると考えました。

さらに、大規模HEMS情報基盤整備事業の考え方を推し進め、情報通信技術を活用し、再生可能エネルギー中心のエネルギーの自給自足に挑戦しつつ、市民サービスをより広く、深く展開し、暮らしやすく、魅力に満ちたみやま市をつくること、そして、それによって生まれる新しい事業で新たな雇用を創出することを目標にいたしております。

出資比率につきましては、市が主体的に事業にかかわり、議会への報告義務が発生するように、あえてみやま市が55%といたしました。

実は、この件については、民間でぜひとも自分のところでやらせてくれというところがたくさんあったんですよ。だけど、市がこれはぜひとも関与して市としてやりたいということでやりました。この間も言いましたけど、もしこれが否定されるようであれば、民間がいつでもちゃんと待っていますから、しっかりこれは市でやらなきゃいかんと、私はそう思っています。

次に、3点目の発送電分離についてでございますが、政府は、3月3日、電力会社の送配電部門を別会社に移す発送電分離を2020年、平成32年4月に実施することを盛り込んだ電気事業法改正案を閣議決定いたしました。これにより、電気を家庭や企業に送る際に使う送配電網の使用料金、委託料金やルールが契約などの形で外部から見えやすくなるため、公平性が高まると見られております。今回の閣議決定は、電力会社に配慮して準備期間を長くとることにされております。

みやまスマートエネルギー株式会社におきましては、九州電力の現在の託送料金で事業計画をいたしております。

次に4点目の、出資金の比率からいけば第三セクターになるのではないかとございますが、まず、第三セクターに対する地方公共団体の関与については、地方自治法の規定で、出資割合により、関与のあり方が明示されております。

出資割合が50%以上の場合は、予算執行に関する市長の調査権や市長による議会に対する、毎年度の経営状況の提出義務がございます。

運営方法につきましては、取締役を4名、監査役を1名置くものといたしております。取

締役の常勤、非常勤につきましては、出資者間の協議により定めるものとし、非常勤の取締役は無報酬といたしております。

次に、雇用についてでございますが、当面は1人から2人の社員で人件費を抑えることとし、経営が順調に推移すれば順次雇用もふやしていきたいと考えております。また、現時点では、市の職員を派遣することは考えておりません。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

補正予算のシステム委託料の件ですけれども、国、県の支出金のほかの一般財源の件ですけれども、これはHEMS情報基盤整備事業のほうからの財政出動というのはいかなるわけですかね。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

補正予算に計上させていただきました一般財源でございますが、特に特定財源の収入がない場合につきましては、税収とか地方交付税、いろいろございますけれども、一般財源で賄うのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、先ほども申しましたように、当初HEMSの説明のときは、一応経済産業省からの交付金で全部賄うということで説明があっていたものですから、先ほどの答弁の中で、それ以降のいろいろなシステムについては市の財政出動もあり得るということをお答えいただきました。それは理解できました。

それと、12,000千円の補助ですね、この件は全協でも説明をちょっと軽くは受けたんですけれども、今から新しく加入する人に対する補助金なんですよ。ただ、200名を予定しているということですが、今から新しく加入する方が果たして200人とかあるかどうか、それは、今から1年間モニター事業をやるわけですね。その結果がよければ、ばっと申

し込みがあるだろうし、その結果によって左右されると思うんですよ。その辺はいかがお考えですかね。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

ただいま取り組んでおります大規模HEMS情報基盤整備事業が1年間の実証事業で終わってしまいます。市としては、せっかく1年間実証事業をやって、今後、実証事業が終わったらそこで終わりということではなくて、今後もその事業を継続してやっていきたいなということで、今回のPPS会社の設立も一つのそういったステップの分でございます。

実証事業をしながら、平成28年4月からは電気の小売の自由化が本格実施をされますので、その前準備段階ということで、1年間HEMSを設置される方、新しく設置される方を募集して、平成28年4月からの事業開始を始めたいという考え方が1つございます。

それから、200世帯がどうなのかという分については、なかなか難しい点がございまして、どれぐらいの方が御理解をいただくかという部分もございました。前も1回御説明しましたけれども、4,000世帯の方がみやま市の中ではインターネットを引かれておりますし、今回モニターとして募集された方が2,000件ということで、2,000世帯ぐらいの方がまだ加入をしておられませんので、その1割ぐらいはやっぱり見ておくべきじゃないのかなということで200世帯ということで設定をいたしたところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そうすると、今度新たにHEMS情報基盤整備事業に参加される方は、モニターはなくて、ただ、機械の設置と、その事業のルールに乗っていくということですかね。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

新たに設置される方は、この大規模HEMS情報基盤整備事業としての参加はできないということになりますので、平成28年4月からの事業展開の中で、今モニターとなってある2,000名の方たちと一緒に事業のほうに参加していただくということになります。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

そうすると、今度新しく、平成27年度内に加入された方は正式に始まるのは平成28年4月からということですかね。わかりました。

その中で、現在、2,000戸のHEMS情報基盤整備事業のモニターに契約してある方の件ですけれども、これ1年間でモニター期間が終わるわけですね。すると、その後、必然的にというか、その後は普通のHEMS情報基盤整備事業の中に入って行くわけですから、その時点で1年のモニター期間で効果があんまりないとか、そういう方が出て、もう後は契約せんと、そういう事態になった場合の対応はどんなふうになっていますか。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

対応と申しますか、これは地元の説明会の中でも御説明をずっとしてきたんですが、実証期間は平成28年3月までですということで説明をしていきまして、その期間が終われば、あと継続してHEMSを設置されるのか、もうHEMSの撤去をされるのか、その辺の確認を事業完了時にはまたお伺いをしますということで説明を申し上げておりました。なるべくそのまま継続して設置をしていただきたいというのがこちらの思いでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

そしたら、1年経過後に継続するか、解約というとおかしいんですが、やめるかというのは協議するわけですね。わかりました。

そこで、今現在、HEMS関連のプロジェクト関係で、従事してある人員の配置ですね。よければ、それをちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

HEMSプロジェクトの人員と申しますと、エネルギー政策室のほうに職員が3名配置を

されております。それから、共同事業者でありますエプロのほうから2名の社員さんがみやま市のほうに派遣をされております。5名体制ということで今推進をしておるところです。

○議長（牛嶋利三君）

部長、この間、全員協議会でこれは資料ばやって説明せんやったですか。今後、これにかかわる人員とか、何年に何名という——今、部長が持ってある。

○環境経済部長（横尾健一君） 続

現時点での職員ですよ。（「新年度の計画、現時点です」と呼ぶ者あり）現時点ですよ。ここじゃなくて現時点のこと。

○議長（牛嶋利三君）

いいとですか。今、部長が答弁された、質問に対する。（「わかりました」と呼ぶ者あり）それでいいですね。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

次に、国の売電が、一般家庭向けが2016年からということになっていると思うんですけども、あの計画書から見ると、2015年度から募集するというので、売電の数値も上がってみたいんですけども、その辺はいかがですかね。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

以前、資料としてお渡ししておりました事業計画案の中で、平成27年度内は（「営業とだけですよ」と呼ぶ者あり）高圧だけの売電ということになっております。平成28年4月から本格実施がされますので、4月からは一般家庭に設置してある太陽光の余剰電力も買えるということになります。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

次に、発送電分離の件ですけども、計画書の中で私は当初2018年から見込んであるのかなと思っていたんですけども、先ほど答弁の中で、最初から託送料金は電力会社の送電線を借りた料金で設定してあるということでしょう。それでいいですかね。

それで、結局、私が通告書が早かったもんですから、その辺がよく理解できなかったんで

すけれども、発送電分離が大体2018年から2020年ということだったのが、今度2020年に閣議決定しましたので、その間の誤差が出てくるんじゃないかと思って質問したわけですが、託送料金自体は伝送分離がなっても変わらないわけですね。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

これは、2020年に発送電分離されましたら、託送料金が幾らかになるのかなというのは、現時点では決定をいたしておりません。現時点で事業計画を立てる上では、現在の託送料金で計算をするしかありませんので、そういう形で計算をしております。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それと、出資金の件ですけれども、55%の出資で筆頭株主になるわけですね。そういう中で、もしも会社経営がちょっと思わしくなくなったとか、そういうときの市からの財政出動とかは、あるかどうかわかりませんが、どのようなふうにお考えですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

必ず成功するというのでやっていますので、失敗は考えておりません。失敗したら私はやめますから。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、実際私が調べたところでは、J P Xですかね、そこに加入するということですが、何か今80社ぐらいが加入しているかと思うんですが、その辺の正確な数字はわかりますか。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

ちょっと今のところ正確な数字は持ち合わせておりません。申しわけないです。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

その加入者のメンバーを見てみると、やっぱり大手の商社とか燃料関係、ガスとか石油とか、そういうところが大半を占めているわけですね。それはパナソニックとか、いろいろヤフーとかも、どこでも入っていますけれども、そういう中で、自治体が参入してやる、電気会社、新電力ですね。そういうのはやっぱり初めての試みではあるし、そして規模的にも出資金が20,000千円、資本金がですね。そういう中で、やっぱり今現在、みやま市でもみやまエネルギー開発機構の太陽光ですね、それはすんなり電気を買うことができるかと思うんですけれども、もとの有明炭鉱の跡の太陽光ですね、あれのほうとの契約もできるか、できているかできていないか知りませんが、できる予定ですかね。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

あそこは話をしております。ちゃんと売ってくれるという約束をまだ正式に書類で交わしたわけではないんですけど、社長さんとちゃんとお話をして、いいですよと言われております。もう既によそにかなり高く売っているそうですよ。もちろん、みやま市にもそうなった場合には売りますということでございますので、全部買えるかどうかわかりませんが、かなりの分買えると思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

そこで、今度の新会社の件ですけれども、結局、電力を買うところはほとんどが太陽光ですね。後でみやま市のほうでのバイオマス関係も出てくるかと思うんですけれども、ほとんどが太陽光なんですよね。そうした場合の夜間電力ですね。

この前、全員協議会でちょっとお聞きしたときは、今の夜間電力の割引ですね、そういうのは何かできるというお答えがあったみたいなんですけれども、実際太陽光を主に使って夜間電力の値引きとかそういうことができるのかなとちょっと思うわけなんですけれども、その辺はい

かがですかね。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長

○環境経済部長（横尾健一君）

太陽光は、議員おっしゃるとおり、昼間の天気の良いときしか発電をいたしません。あと、太陽光が発電しないとき、曇りの日であったり雨の日であったり、それから夜間の電気であったりというのは、今、九州電力のほうと話をしております、バックアップ電力という形で九州電力のほうから電気をお買いするということになります。

その夜間の電気が安くといいますか、今後、いろんな電気料金プランというのを考えていくようにしております。夜間安くなって昼間高い料金であったり、また、その逆であったり、土日が安かったりだとか、料金プランを幾つか、みやまPPSのほうで今後考えていきますので、需要者の方で一番有利な電気料金を選んでいただくということになります。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それで、私が危惧するところは、1円高く買って1円安く市民にですね、その辺がやっぱりちょっと理解しにくい点があるものですから、その辺のシステムといいますか、その辺を少し教えていただけますか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

低炭素投資促進機構から補助金が20年間出るということです。1キロワットたしか20円から30円の間ぐらいで出るということで、経営的には十分成り立ちます。

それから、私が失敗したらやめるということですけど、これは、経営というのは1年目は悪かっても2年目には改善すると、3年目に悪くて、また4年目に改善、経営というのはよかったり悪かったりしますけど、この事業が完全に失敗して廃業した場合、私は責任をとりたいと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今の市長の答弁はちょっと、何と申しますか、そういう問題じゃなくて、先ほど答弁いただいたように、20年間の補助があるということですね。それだけわかればいいわけです。

それで、やっぱり市民の皆さんのためにも、せっかく取り組んだ事業ですので、すばらしい成果が出るように頑張っていっていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

この事業は、それだけ私は政治生命をかけて取り組むということをお知らせしたかったから、そんなふうに申し上げました。私の政治生命をかけて全力を挙げて成功に導くということをお知らせしたかったから、そう言ったわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

1つ忘れておりました。もう1つ、結局、最初の質問のとき申しましたように、全員協議会が2月2日にあったわけですね。2月1日の新聞に、3月議会にこの出資金とか、それを提案するというので、私も最初新聞を見たときびっくりしたんですけども、翌日の全協で説明いただきました。ただ、それまでのプロセスがちょっとまだ応えていただけていなかったものから、どういう経過でHEMSから新会社ですね、その経過をちょっとお知らせしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

手元に持っております新聞ですが、西日本新聞が2月3日付でございます。それから、朝日新聞が2月4日付でその記事を載せているようでございます。（「記者会見のでしょう」と呼ぶ者あり）全協は2月2日に行っております。（「有明新報が1日」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

有明新報さんはおらんかね。おらんな。（「済みません、もう一回」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○環境経済部長（横尾健一君）

全員協議会で御説明を申し上げました後の午後の定例記者会見の中で、この件については記者さんの中に発表したと思っておりますけど。（「いや、ただですね、私は前の日に、たしか有明新報だったと思うんですけども、3月議会に提案するというのが載っていたんで。それはまた確認しますから、その経過」「いいですか、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。

○6番（川口正宏君）

当初、HEMSの説明会の中では、新しい会社を、売電会社をつくるという説明はあっていなかったわけですね。ただ、売電する説明はあっておりましたけれども、それで、その新会社をつくる経過を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

売電するという話はもう――西原市長。

○市長（西原 親君）

前からちゃんと電力を買って売るというのは、これは経営のあれですからね、必ず買って売るといったら会社をつくらにやならんですね。それは成り立たん。誰がしますか。

だから、最初から言っているでしょう。太陽光の発電を買って、そして売るということは必ずどこか経営体がなければそういうことはできませんから、当然そういうことはずっと前から買って売りますよということを言っていましたので、その会社をつくるんですから。

必ず私たちは、まず議会の全員協議会に発表してからちゃんと新聞、テレビは申し上げていますので、スクープされることもたまにはあるかもしれませんが、それを一々、何が1日早かったとかなんとかいうのはちょっと私は、それは議会の横暴だと思いますよ。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

その件については、先ほど申しましたように、もう一回調べ直してみますので。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

それで、会社設立の件ですけれども、新しく会社をつくるという説明がHEMSの説明会の中ではあっていなかったと私は言ったわけですね。それで、そんならHEMS情報基盤整

備事業に取りかかったときからその売電会社をつくるということは決まっていたわけですか。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと市長、何回も同じ、質問者もそうですけど、答弁ももう一発でまとめてしてください。というのが、私がそういった答弁をやっていただくものだと思っておりますが、そうした会社設立する時点で、きょうも質問がありますよね。1円高く買って安く売る、なぜそういうことができるかというような話があつておるでしょう。これは議会からもいつもあつたわけですね、その説明があるたびに。だから、それは、今回、今質問のあつておる会社をつくって、販売する会社をつくって売るんだと、だから経営は成り立ちますという話はいつもあつていましたから、この会社名が出ていないだけなんですよね。だから、その説明をしてください。

○市長（西原 親君）

今、議長がおっしゃったとおりです。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

もうやっぱり認識の違いで、これでいつまで行っても平行線で行くと思いますので、きょうの質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

川口議員、もう遠慮せんでいいですよ。何ですか、全員協議会とかあるときに何かの事業を起こすときは必ず議会に報告があつて説明をされますから、説明不足でなかなかわからんというようなときはお尋ねくださいということで、私は各議員さんに振りよりますから、絶対お尋ねしてください。

続きまして、13番中島一博君。一般質問を行ってください。

○13番（中島一博君）（登壇）

改めましてこんにちは。今議会最後に質問させていただきます13番議員の中島でございます。

4年前の3月11日、東日本大震災で多くの方が亡くなられたわけでございますが、この後、2時46分にサイレンが鳴るということでございますので、黙禱をいたしまして、皆様の御冥福を心からお祈りいたしたいと思っております。

議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました件につきまして質問させていただきます。

西原市長は、施政方針でも申されましたように、去る2月15日に執行されましたみやま市長選挙におきまして、再度市民の皆様から御信任をいただき、見事3期目の当選をされ、これから4年間、みやま市民の先頭に立ち、住みよいまちづくりに今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。

今回、社会教育施設などの利用状況と中傷ビラの内容確認について2問質問させていただきます。きのうの牛嶋議長の質問と重複すると思いますが、よろしくお願いをいたします。

最初に、社会教育施設などの利用状況について2点お尋ねいたします。

タイトル1として、社会教育施設などの機器を利用する場合は、どこかの公共施設を利用されていると思いますが、特に区長会や分館、こども会など公共的に利用する場合については使用できると聞いておりますが、一般市民が社会施設などの利用や備品、機器を利用する場合、どのような手続が必要なのか、お尋ねをいたします。

タイトル2として、道の駅「みやま」での街頭演説実施の事前申請は出ているのか、お伺いをいたします。

先月の市長選で田中信之候補が道の駅「みやま」の駐車場で街頭演説を行ったと聞いていますが、事実か。本人、もしくは選挙責任者からの使用許可の事前申請が出ているのか、お伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣道君）（登壇）

公共の施設などの適正な利用に関する御質問、ありがとうございます。中島議員さんの社会教育施設などの利用状況についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の社会教育施設などの機器を利用する場合についてでございますが、こちらについては私のほうから回答させていただきます。

社会教育施設の印刷機は、現在、瀬高公民館、まいピア高田並びに山川市民センターの3カ所に複写機、俗にいうコピー機です。並びに印刷機、俗にいう輪転機を設置いたしております。また、旧瀬高地区の校区公民館には印刷機、つまり輪転機を置いております。そのほかに、旧高田・山川地区の校区公民館にはパソコン用プリンターを設置いたしております。

これらの利用につきましては、みやま市社会教育施設印刷機・複写機使用に関する要項を定めております。その要項の第2条で、瀬高公民館、まいピア高田及び山川市民センターの3カ所のほか、旧瀬高地区公民館に設置した印刷機を使用することができるものとして、市内に居住・勤務・在学する者と規定しており、市民や勤務者、在学者であれば誰でも利用することができることになっております。ただし、印刷できる使用などの範囲については、1つ、社会教育関係団体の教材・活動資料となるもの。1つ、地区公民館、支館の教材・活動資料となるもの。1つ、そのほか、教育委員会が特に認めたものと限定しております。個人的な活動など、この条項以外の利用については認めておりません。

次に、利用手続についてですが、定められた料金を先ほどの設置箇所において支払っていただければ事前の予約などをする必要がなく利用することができます。また、支払い料金につきましては、利用者宛の領収証を発行することとなっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、2点目の道の駅「みやま」の街頭演説実施の事前申請についてでございますが、こちらは私のほうから回答させていただきます。

昨日の牛嶋議長の質問でお答えいたしました。施設の利用については、管理者である駅長に確認をしましたところ、田中信之候補から、出陣式及び街頭演説を行う旨の事前連絡などは全くなかったとのことでした。道の駅「みやま」の設置及び管理に関する条例によりますと、施設の利用については、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないと規定されています。

今回の行為については、道の駅「みやま」としては特に対応はしなかったということでございます。しかしながら、管理を行う立場から申し上げますと、大勢の方々の利用がある場所であり、来場されるお客様に御迷惑のかかる行為でもございますので、あらかじめ使用したい旨の使用申請は当然として必要であったと思います。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

ただいま教育長から答弁いただきましたが、公共施設におきましては、使用する方は、市民、勤務者、在学者は誰でも利用できるということでありますが、印刷に関しては、ここに3点上げてあります。社会教育関係団体の教材・活動資料、2点目に地区公民館、支館の教材・活動資料、3点目にその他の教育委員会が特に認めたものと答弁なされてありますが、全く私もそのとおりだと思います。しかし、田中信之候補は、自称オンブズマンとよく言われておりますが、そういう方が現職議員のときに社会教育施設を活用し、私的なビラを印刷されたと聞いておりますが、それは事実かどうかお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

これは印刷をする段階では私的なものかどうかは判断はつきませんが、その後に印刷物を配布された際に私的なものということは判明をいたしております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたならば、申請されたのは田中信之氏個人でされたのかどうか、そのいきさつを、流れを、どうやって田中信之氏に許可が出たのか、その辺をちょっと説明をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

通常は、公共の社会教育施設に設置をしております印刷機での印刷は、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、社会教育団体、当然社会教育の施設でございますので、社会教育の施設を利用する方々の利便性を考えて、それから、地区公民館等の活動の利便性を考えて、そういった関係の資料の印刷に御利用いただくということが前提でございましたけれども、特にそういった私的な利用が今年度になって非常に散見をされましたので、あえて5月に要項をつくったところでございます。具体的には、件数等については担当の係長のほうからお知らせをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

先ほどの質問について、時系列的に報告させていただきたいと思っております。

まず、平成26年1月19日、瀬高公民館において、田中旧議員のほうが見えられて、管理人のほうに議員だから無料だろうということで質問されております。その中で、管理人のほうから議会活動等の内容であれば考えるが、議員という肩書では無料とならないということで答えておりまして、基本的に個人の印刷機の使用は認めていないと回答しております。では、行政区のほうで申請をするということで使用されてあるみたいですね。この際、印刷原紙として10枚使われております。使用料金としては千円となっております。

続きまして、平成26年1月25日、同じく瀬高公民館で、同じ行政区名で印刷原紙2枚、計200円。

平成26年1月30日、瀬高公民館において、同じく行政区名で印刷原紙10枚、計千円。

平成26年2月4日、まいピア高田において、これも同じ瀬高公民館での質問をされてありますけれども……

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田係長、済みません、もうちょっとマイクに近づいてもらってお話ししていただければよろしいですか。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）続

平成26年2月4日、まいピア高田におきましても、1月19日と同様の質問があつておりますけれども、同様に個人の印刷機は使用を認めていないということで回答しておりまして、同じく行政区名で印刷原紙5枚、計500円分を印刷されております。

次に、平成26年2月7日、同じくまいピア高田で印刷原紙4枚400円とあわせて、コピー4枚、40円を行政区名でされております。

続きまして、平成26年2月8日、瀬高公民館において、これは個人名におきまして印刷原紙5枚、500円をされております。

平成26年3月27日、瀬高公民館において、行政区名において印刷原紙3枚、300円。

続きまして、平成26年4月13日、瀬高公民館におきまして、行政区名で印刷原紙3枚をされてあるのが確認できております。

以上であります。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

ずっと今、係長の答弁をお聞きしますと、瀬高公民館とまいピア高田で相当数、原紙ということでもんね、今のは。そしたら、領収証は地域の上町区の発行で切られているんですか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

今申しました9件のうち8件のほうは行政区名、上町区のほうで切られております。うち1件は田中信之氏本人の名義で切られております。

あわせて、相当数ということがございましたけれども、管理人の現認をしたところでは、1枚の原紙につき約1,000枚程度は刷られていたんじゃないかということで現認されたみたいですよ。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほどの公共施設はまいピア高田と瀬高公民館とお聞きしたんですが、上町区で偽証の領収証と言ったら不思議じゃないと思いますけど、私は1月も、けさも上町区の区長さんとお会いして、全く上町区には関係ないというお言葉をもらったわけでございます。話をした以上は、何か迷惑しているような感じを受けましたが、先ほど係長のお話では、原紙1枚に対して1,000枚と今お聞きしましたが、今ちょっと述べられた、そしたら何千枚ぐらいの印刷をなされておるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

厳密にはちょっとお答えできませんけれども、「大体でいいですよ」と呼ぶ者あり）原紙で約50枚程度は使っておりますので、約5万枚ほどにはなるのかなとは推測できます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それは相当な枚数です。今までの田中信之候補の中傷のビラは、ほとんどもう上町区の、区の名前で、悪質ですね、5万枚も刷って、みやま市民に全部配布しているということではないわけですね。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

この件につきましては、御本人と一度面談をさせていただいております。その中で、事実確認として、このようなビラを公共施設の印刷機で刷ったのかということを探ねたところ、それは刷りましたということで答えられております。その中で、市として公共施設でそのようなビラの印刷についてはすることはできないので、もうしないでいただきたいということを申し上げておまして、御本人さんとしては広く市民に知ってもらうために当然のことだということと言われていたんですけれども、それはちょっと見解の違いであって、個人のビラについては自費において、民間の印刷所等に出して印刷すべきではないかということで申し上げます。

結果的には、最終的に市長がいいと言えよかっちょろみたいな感じで言われて帰られましたので、ちょっと時期的には恐らく一般質問の最終日ぐらいではないだろうかということ、よくは覚えていませんが、恐らく9月議会か12月議会の二、三週間ぐらい前ではなかったらどうかと覚えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

係長は山川地区だと思いますが、田中信之氏も山川地区なんですけど、普通だったら山川支所とか山川市民センターにも印刷機はあるんじゃないかと思いますが、どうして遠いところのまいピア高田とか瀬高公民館で印刷されたのか。係長はどう思われますか。係長でも

そっちのほうで印刷されますか。ちょっとその辺を、個人的意見でいいですから、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

個人的には通常近いところですかのかなとは思いますが、わざわざ山川に在住にしております。瀬高、高田で印刷することはないかと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

いや、私も全くそのとおりでいいと思います。常識のある方だったら、やっぱり近いところで印刷するわけなんですよ。まいピア高田とか個室にあります、印刷機は。瀬高もそうだろうと思いますが。山川支所とか山川市民センターで印刷されたら、何かやっぱり本人は後ろめたいところがあったんじゃないかと思えます。それで、まいピア高田とか瀬高公民館で個人的な中傷ビラを印刷されたと私は推測いたしております。

それと、私はけさも上町区の区長に確認をいたしました。教育委員会か執行部でもいいですけど、上町区の区長さんに確認をされたのか、区長の見解はどうだったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

直接は区長さんのほうには確認はとっておりませんが、市長のほうで確認をされているようでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も確認に行きましたところ、全くそういうことは行政区ではやっていないと、だから、それは田中氏が詐欺的な行為をしたんじゃないかと、こうおっしゃっています。

5万枚だったら1枚大体、用紙は1枚5円にしても五五、二十五万、請求を出そうと思っています。目的外に書いて出したんだから、当然こういった協議関係とか公民館関係の文書だったら、それは5万枚必要だったら5万枚いいですけど、全然関係ない、こういった目的外ですから、1枚ちゃんと調べまして、5万枚だったら五五、二十五、250千円請求を彼に突きつけたいと思います。払わなかったら警察に告発したいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。（「訂正をいいですか」と呼ぶ者あり）大津教育部長兼教育総務課長どうぞ。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

紙は御本人さん持ち込みで印刷をされております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

さっき市長から答弁をもらいましたが、全くそのとおりだと思います。偽証して申請にも、結局、上町区ということで、領収証も上町区ということで切られたわけなんでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

そのように領収証の控えがございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、教育委員会も田中信之候補の印刷を手伝ったような感じを受けるわけですね。上町区の領収証を切って、田中候補の中傷ビラが5万枚ですよ。それは相当な数だろうと思います。みやま市民の方がこういうのを聞いたら多分びっくりされると思います。市長どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そういう議員は議員になる資格はないと思います。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

余りまた質問いたしますと、いろいろたたかれますので、一応これはやめます。

それと2問目の、きのうも議長のほうからありましたが、道の駅での街頭演説ですけれども、私も駅長にちょっとお聞きしましたところ、人を介して立候補の挨拶には見えたそうです。だけど、全く申請の一言も言っていないということはお聞きしております。全くこれは公共施設の悪質利用だと思えますし、2月8日と2月14日と2回街頭演説をしてあるとお聞きしておりますが、それは事実かどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

私のほうからですけど、これは私の駅長のほうに確認した程度なんですけど、出陣式とあと街頭演説をされたいということで駅長自体もその行為を直接本人が確認したわけじゃなくて、又聞き的なことだったんですが、出陣式と街頭演説を行ったというふうに聞かれたということでございます。

回数は8日の出陣式、それと街頭演説が2回あったらしいということを聞いております。日にちは、済みません、ちょっと今ここに、手元に持ち合わせておりませんが、8日以外にあと2日ですね。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほど印刷の関係で1点ちょっと忘れていたんですが、田中信之氏は飯江支館のほうでも印刷されたとお聞きしておりますが、それが事実かどうか、その辺もちょっとお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

それにつきましても、御本人と面談した折に確認はしております。事実のようであります。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それは、[REDACTED]の許可を受けて印刷されていること、教育委員会は全く関係ないわけなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

当時、[REDACTED]のほうの許可をとられたということを聞いております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、[REDACTED]と言われる方は、きのう議長が言われている[REDACTED]さんだと思いますが、それ[REDACTED]の許可を受けて勝手に印刷はされるんですか、個人的な意見。そういう教育委員会の認識はないわけなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

支館の印刷機の取り扱いについては、支館の活動ということで教育委員会は認識をしておりますので、内容等については把握しておりませんが、後日、この件が発覚をしてから、社会教育課長を通じて各支館のほうに印刷機の適正な利用について通知をしております。要請をしております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

そしたら、飯江支館のほうでは、もう議員さん個人でも印刷をされていいということになるわけですね。ほかの支館では私もこう、私は江ノ浦なんですけど、そういうことは全くしてないと思うわけ、常識外と思うわけなんです。

先ほど教育長からの答弁もありましたように、社会教育とか公共的なあれは印刷は各支館でもしてあると思いますけど、議員個人の、まして中傷ビラなんですよ、そういうのを印刷されていいのか。それは教育委員会でも監督不行き届きだと思いますが、その辺どうお考えですか。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

この印刷機の使用につきましては、実はいろんな市民の利便性を考えて、余り細かい規定は従来は設けてなかったわけです。なぜかといいますと、それは良識の範囲というのがあるんだらうと。やっぱり市民の方々が使いやすいというのが社会教育の一番の大事なことから、ところが、今回御指摘の件については、それを非常に逸脱した、しかもそれを市民の代表である議員さんがなされたということが問題ではないかというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中質一博君。

○13番（中島一博君）

今の印刷関係については一応終わりますので、後でこの資料をもらえますか。どこが何枚とか、こう書いてある資料だけ。原紙がどこどこが——後でいいですか。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

中島一博議員、ちょうどサイレン吹鳴が、3.11の黙禱をいただく時間を考慮しますと、ここで休憩を入れましょうかね。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後2時40分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、ただいま13番中島議員の一般質問の途中でございますけれども、ここで、今放送が

あっておりますとおり、東日本大震災の被害に遭われた皆さん方への弔意を示すための黙禱を行いますので、一時、一般質問を中断いたします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

皆さん御起立願います。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議会事務局長（馬場洋輝君）

お直りください。

○議長（牛嶋利三君）

どうも御協力ありがとうございました。

引き続き、13番中島一博君、一般質問を続けてください。

○13番（中島一博君）（登壇）

次に、中傷ビラの内容確認についてお尋ねをいたします。

田中信之候補には、現職議員である昨年11月に区長会会長会有志より要望書が提出されています。要望書の内容を少し申し上げます。「飯江小学校のプレハブ校舎の件でわざわざ区長会会長という名称をビラにつけるということは、みやま市の区長会会長は田中信之候補の主張、意見に同調しているとビラを見た市民に思わせる意図があるとしか考えられません。すなわちはっきり言えば、田中信之候補は自分の意見を主張するために区長会会長も同意見であるかのように区長会会長を利用しているのではありませんか。また、大変迷惑ですから、このような手紙をビラで配ることはやめてください」という内容の要望書が提出されています。

また、市議会のほうにも区長会会長有志より昨年11月に、田中信之候補を重ねて御指導をお願いするという要望書が提出されています。がしかし、市長選前には、またみやま市がイメージダウンするような市民が誤解するような中傷ビラが配布されています。

そこで、2点お尋ねをいたします。

タイトル1として、中傷ビラに「道の駅「みやま」より市長が取締役報酬200千円」と掲載されてありますが、毎月もらっているように市民が誤解をいたしますので、真実をお尋ねいたします。

タイトル2として、同じく中傷ビラに「山川中学校の入札違反（最低制限価格）16,500千

円を市に返還させよう」と掲載してありますが、入札経過をお尋ねいたします。これは、きのうの牛嶋議長と重複いたしますが、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

中島議員さんの中傷ビラの内容確認についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の道の駅「みやま」取締役報酬についてでございますが、昨日の牛嶋議長の御質問にもお答えいたしましたとおり、道の駅の非常勤取締役及び非常勤監査役の役員報酬は株主総会で決定をされます。平成25年度までは無報酬で、年度末の臨時株主総会で期末業績手当が決定をされております。そして、平成26年5月の株主総会において、非常勤取締役及び非常勤監査役の役員報酬が年額200千円と決定されているところでございます。

次、2点目の山川中学校の入札の経過についてでございますが、山川中学校の入札経過については、同じく昨日の答弁と重複する部分もございまして、御了承を賜りたいと存じます。

現在の山川中学校舎の改築工事は、当時の耐力度調査により、危険建物に該当したため、安全・安心な教育環境を確保する目的で、平成21年9月から平成22年8月にかけて改築工事が行われました。施行業者を決定する入札業務関係につきましては、事業規模の大きさや施工の技術的能力を求めるため、みやま市建設工事総合評価方式試行要綱に基づき、国及び福岡県の総合評価方式マニュアルを参考に、総合評価方式一般競争入札で執行いたしました。

この総合評価方式のメリットは、公共建築工事の発注者にとっては、価格比較の競争だけでなく、価格と技術提案等の技術力が総合的にすぐれた者を選定できるところでございます。

この山川中学校改築の件につきましては、当時、平成20年9月のリーマンショックの影響により、世界的な経済危機がおさまっておらず、国内では建設資材の高騰が進んでおりました。

このため、国や県の公共工事の資材単価も価格上昇により、たびたび改定が行われている状況にあったようでございます。

このような社会情勢の中、工事の最低制限価格の設定に当たりましては、みやま市始まって以来の大型かつ重要な公共施設の建設で、およそ1年に及ぶ工事期間になること、また、建設資材等の高騰が工事に及ぼす影響を考慮する必要があることなどから、最低制限価格を設定する上で、設計価格を予定価格といたしました。

ビラに記載されている内容につきましては、山川中学校改築工事の入札に係る一連の経過を、3年ほど前に、当時の田中信之議員が直接担当者にお尋ねになり、説明を受け、不正入札ではないことを十分納得された案件であると聞いております。

もう少し追加いたしますと、実際、山川中学校の建設に当たりましては、設計価格が出るわけです。設計価格は、みやま市は慣例として、それから5%引いて予定価格としておりましたけれど、私が就任当時でございましたので、山川中学校は後世に残る大事な建物であるから設計価格を予定価格にしたいと、こう申し上げましたところ、担当者がそれが本当ですよと、歩引きするのは大体間違っておるんですよというような市の担当者の意見でございました。市が、市長が自由に裁量ができるということでございましたので、私は福岡県のほうに行きまして、当時の都市建築部の技官のほうに聞きましたところ、歩切りはやめてくださいと、5%引くのはやめてくださいと、これはもう違反ですからということをはっきり言われました。それで私は、設計価格を予定価格にしたんです。ところが、最近になりまして、はっきりとここに、国土交通省から、「御存じですか、歩切りは違反です」と、やっぱりこう言っても各市町村、自治体がどうしても歩切りをるところがあるから、もうどうしても、これ通達が来たんです。こういうふうに書いてあります。「いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました」と、これ田中議員に見せたんです。それも田中議員も納得したけど、またああいうふうに、これ選挙妨害と思われるんですが、不正入札であったとか、16,500千円返しなさいとか、そういうことを書かれて、非常に私は残念で憤りを感じているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

タイトル1番の道の駅の報酬200千円につきましては、駅長にお聞きいたしましたところ、道の駅にも何か問い合わせがあったそうでございます。それで、年間200千円ということ言われたら、市民の方も納得されたとお聞きしております。その道の駅で田中信之候補は街頭演説、申請もなしでしているわけなんです。それに先ほどちょっと言いましたように、■■■■さん、■■■■さん、何か2月14日の当時の前日は車の陰に隠れて出てこなかったともお聞きしております。よっぽど何か■■■■さんが悪いことをしたようにお聞きするわけでもないわけですが、牛嶋議長から聞いた感じでは、街頭演説聞いてくださいと言われたけど、

車の陰から出てこなかったということをお聞きしております。そういう方が、特に■■■さんあたりは、きのう牛嶋議長の質問が済むと同時に、市役所のほうに冒頭電話があったとお聞きしておりますが、昨年の8月20日から一緒に仲介をして同席しておりました、石橋建設都市部長、きのうの一般質問済んだ後、どういう電話があったか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

私が直接聞いたわけじゃないんですが、職員に伝えられたということを知っておるんですけども、おまへたちは、私と塚野部長、2人はうそを言ったと。それで、きょうじゅうに謝りに家のほうに来なさいということで言われたと。それと、きょうは、名前をうちの課長に聞きよったもので、どういうことで聞かれたのかと聞いたら、私を告訴するということが言われたということで伺っております。それで、私に電話をしてくれということやったらしいんですけども、用事は私のほうからはないものですから電話はしておりませんが、そういうふうなことをきのうから職員の中に、建設課、水道課、合わせて五、六回、電話のほうがあつておると思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

建設都市部のほうは石橋部長だけで、ほかは指名はなかったわけなんですか、ほかの方には、石橋部長だけで。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

私だけだと思います。電話を受けたのはそれぞれ下水道課長とか建設課長、それに係員が何人かですね、五、六回あつておると。議会にもあつておるそうです。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

塚野総務部長にもちょっとお伺いをいたします。電話はどのような内容だったのか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

きのう牛嶋議長の一般質問の後に御本人からお電話が、私にはありませんけれども、総務課と秘書広報課の職員の方にあっておるところでございます。

内容につきましては、私が答弁をしてお答えした分が間違っているから、先ほど石橋部長の答弁と同じように、謝れというふうな内容だったということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

西原市長、職員にそういう威圧というか、そういうのをきのう、きょうと電話してあるわけなんです。きのう議長も言われましたが、これは市全体、私たち議会でも取り組まなかったら、もうクレーマーなんです。そういうのを市全体、議会全体で取り組まなかったら、みやま市の安心・安全なまちづくりはできないと思いますけど、市長の見解をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議会では、ある程度発言、ある程度じゃなくて、ほとんど発言の自由というのが認められているわけです。これを議会で言ったことを一々そういうふうに威圧的な言葉でうちの職員に電話してくるといのは非常にこれはいけないことだと思いますし、これは余りひどかったら、やはり警察のほうに法的な手続をとらなければいけないと、このように思っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今のが1点と、この中傷ビラに関しては、田中信之候補は、7月の市議会選挙も出馬するという事も本人が言ったとお聞きしておりますので、また今後、中傷ビラが出ると思いますよ。それに対して、市としてどういう対応をとられるのか、最後にお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

どうの中傷ビラが出るかわかりませんから、まだ今のところ何とも言えませんが、こういったうそを書いて、そして回すというのは、これは本当、教育長が言われたように、市議会議員、市民を代表する議員さんのやることじゃないと思います。だから、そういった方はもう絶対に市議会議員に上がらないように私たちは運動しなければいかんと思いますよ。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

全く市長の答弁どおりだと思います。今度の7月の選挙は議員のモラルを問われる選挙じゃないかと思っています。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

市長、ちょっと執行部の皆さんにお願いしておきますが、これで一般質問は終わったわけなんですが、きのう冒頭、私が一般質問、きょうの后者の中島議員ともうほとんど重複するような内容の質問だったかと思っています。このことが、ただ単にそういった人に対する注意を、あるいはそのような人に対する対策、対応をどのようにやっているのかというお尋ねと同時に、早速このような行為がやられるというようなことは、やはり議会合議制そのものを完全に無視というよりも愚弄された、制圧するような行為だというふうに認識するわけですね。

ですから、やはり私を含めた本市の市議会の19名の中の議会そのものというやつが無にならないような、そうした施策をひとつ強行に、きのうも申し上げましたとおり、答弁の内容をいただいてみますと、非常に手ぬるいといいますか、そういった部分が感じられたわけでございます。早速そういった行為が実際に出ておりますから、余りひどかったら、先ほど市長さんの答弁は警察にでも相談するというような内容でございますが、もう今の時点で大変ひどいわけですね、内容が。ですから、それなりの対応をしっかりとお願いしておきたいと思

います。よろしくお願ひします。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、3月12日から13日までの2日間、16日から20日までの5日間、23日から26日までの4日間を休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、3月12日から13日までの2日間、16日から20日までの5日間、23日から26日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時03分 散会